

野 洲 市

子ども・子育て支援事業計画



平成27年 3月
野 洲 市

はじめに

急速に進行する少子化、待機児童問題、親の就労形態の多様化など、子育てをめぐる環境は厳しい状況にあり、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野での子育て支援の充実が求められています。

こうした中、国では4月から「子ども・子育て支援法」に基づく新制度をスタートさせ、子育てをめぐる制度はまた、大きく変化しようとしています。

本市でも平成17年度より「野洲市次世代育成支援行動計画」（前期計画・後期計画）を策定し、子育て支援のための施策の拡充に取り組んでまいりました。このたびの国における子育て支援制度の変更を踏まえつつ、当事者にとってより良い環境を実現することをめざして「野洲市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）」を策定いたしました。

本計画では「ゆたかな自然とところを、すべての子の育ちのために」を基本理念として、次世代育成支援行動計画を継承しながら、さまざまな場面で支援策を提供することにより、安心して子どもを生み育てることのできる野洲市の実現をめざしてまいります。市民の皆さまをはじめ子育てにかかわる関係者の一層のご支援、ご協力を賜るとともに、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました野洲市子育て支援会議の委員の皆様をはじめ、ヒアリング調査にご協力いただきました事業所の関係各位や中学生の皆様、さらにはアンケートにご協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月



野洲市長 山仲 善彰

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
1 社会背景	1
2 子ども・子育て支援事業計画の要請	3
第2節 子ども・子育て支援新制度の概要	4
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 計画の期間	5
第2章 野洲市の子どもと子育て家庭の現状	6
第1節 人口と世帯の状況	6
1 総人口と総世帯の状況	6
2 年齢3区分人口の推移	6
3 人口動態と婚姻・離婚	7
4 世帯類型等の推移	8
5 児童数の状況	8
6 就業状況	9
第2節 ニーズ調査結果からみた子育て環境について	10
1 子育てしやすいまちづくりについて	10
2 妊娠期から出産期に対する支援	13
3 教育・保育に求めること	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
第1節 計画の基本理念	15
第2節 施策の体系	16
1 計画の基本目標	16
2 施策体系図	17
第4章 量の見込みと確保方策	18
第1節 教育・保育提供区域の設定	18
第2節 子どもの人口の見通し	18
第3節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保方策	20
1 見込量	20
2 保育所(園)・幼稚園の現状	20
3 量の見込み: 幼稚園・保育所(園)	22
4 提供体制と確保の内容	24
第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策	25
1 利用者支援事業(新規)	27
2 地域子育て支援拠点事業	27

3 妊婦健康診査.....	28
4 乳児家庭全戸訪問事業	29
5 養育支援訪問事業	29
6 子育て短期支援事業	30
7 ファミリー・サポート・センター事業.....	30
8 一時預かり事業	31
9 延長保育事業.....	33
10 病児・病後児保育事業	34
11 放課後児童クラブ	37
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)	39
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規).....	39
第5節 現行計画特定事業と本計画事業の関連.....	40
第5章 包括的子育て支援施策	41
第1節 施策の展開	41
基本目標1 子育てにやさしい環境づくり.....	41
基本目標2 子どもの生きる力を育む環境づくり	44
基本目標3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり.....	51
第2節 計画の推進体制	56
1 計画の推進にあたっての役割分担と連携.....	56
2 進行管理	57
資料編	58
第1節 野洲市子育て支援会議条例	58
第2節 計画策定の経過	59
第3節 野洲市子育て会議委員名簿	60

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

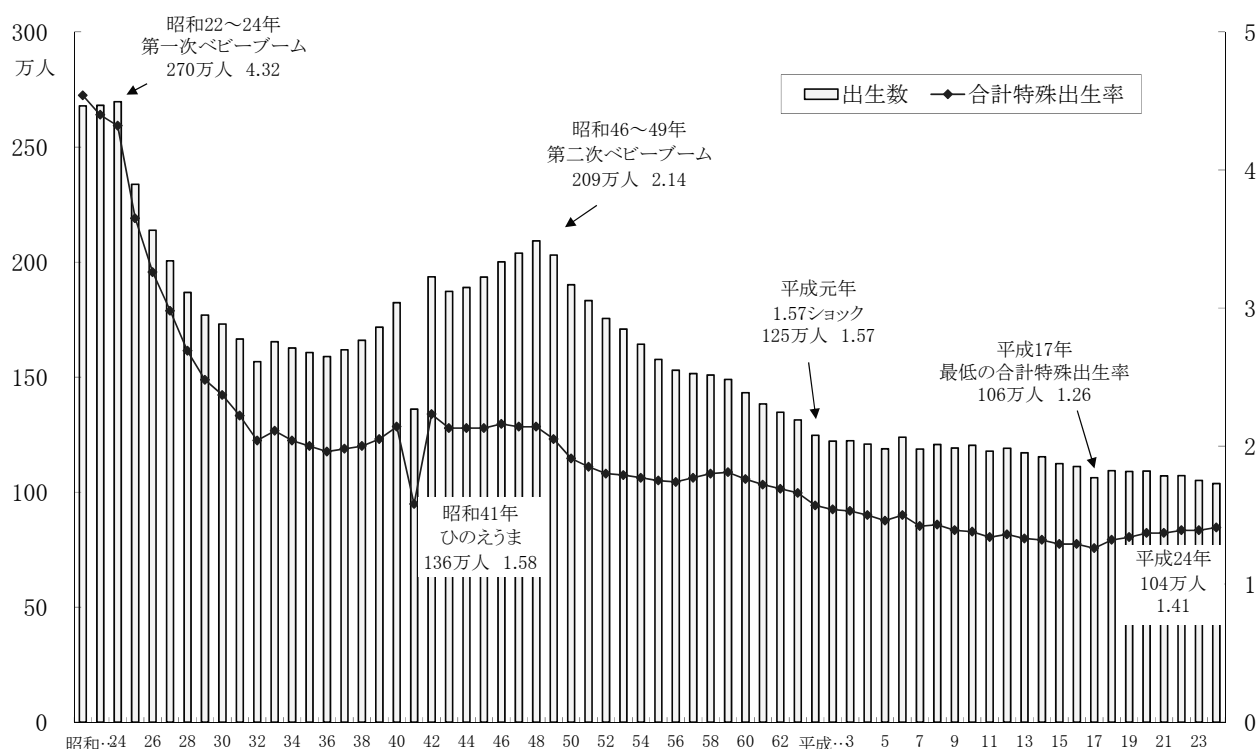
1 社会背景

i) 少子化の進行

わが国の出生数は、昭和48年の209万人以降、減少の一途をたどり、近年は100～110万人の間で推移しています。

また、ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる、合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成24年は1.41とやや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要とされる2.08をいまだ大きく下回っています。

このような少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。

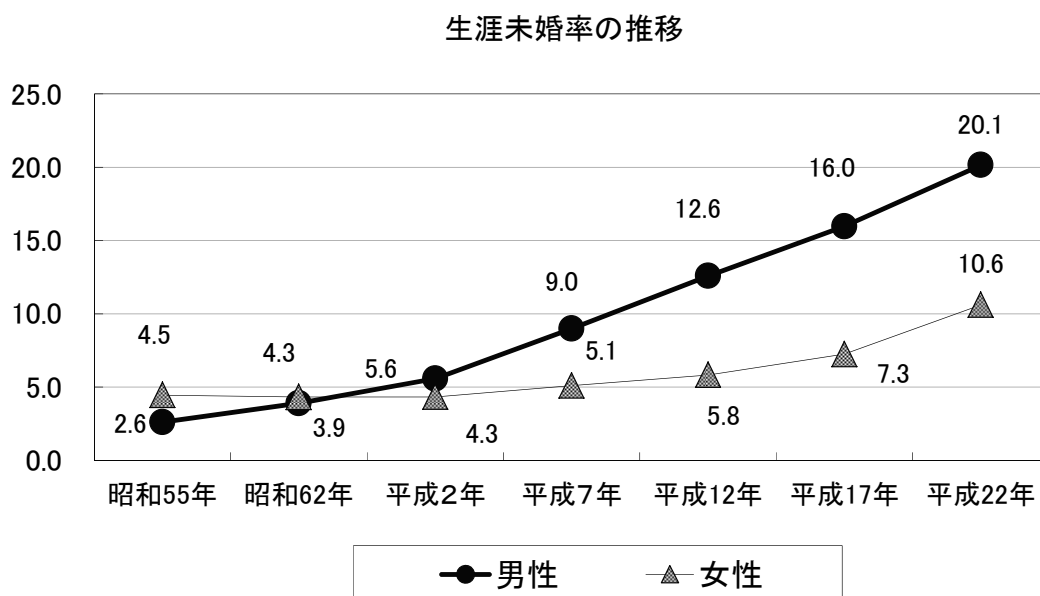


資料：人口動態調査

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計。

ii) 子育てをめぐる環境の変化

急速な少子化の背景にあるものとして、子どもを産み育てる家庭を取り巻く社会の変化が挙げられます。わが国の平成 22 年の生涯未婚率は、男性 20.1%、女性 10.6%となっており、昭和 55 年の男性 2.6%、女性 4.5%と比較すると、大きく上昇しています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

また、人口動態調査によると、平成 24 年の日本人の平均初婚年齢は、男性が 30.3 歳、女性が 29.2 歳と平均初婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。さらに、平成 24 年の第 1 子の平均出産年齢が 30.3 歳という晩産化も進んでいます。

このような背景には、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化や、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化があると考えられます。内閣府の平成 25 年度「家族と地域における子育てに関する意識調査」によると、若い世代で未婚・晩婚が増えている理由として「独身の自由や気楽さを失いたくないから」、「結婚の必要性を感じないから」と経済的面以外にも、結婚に対する意識が低いことが上位にあがっています。

また、厚生労働省が行っている平成 25 年国民生活基礎調査によると、日本の一人あたり年間所得の中央値（平成 24 年時点で 221 万円）の半分を下回る世帯（一人あたり年間所得 111 万円以下の世帯）で暮らす 17 歳以下の子どもの割合である「子どもの貧困率」が過去最悪の 16.3%になっており、結婚・出産に至ったとしても苦しい状況が続くケースが増加していることを示しています。

このような、家庭をめぐる問題だけでなく、身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てる

ことが厳しい状況となっています。こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で子どもとその親を支える仕組みづくりが求められています。

2 子ども・子育て支援事業計画の要請

前項にみられるように、わが国において少子化等の社会問題がさらなる進行を見せ、社会経済システムの根幹を揺るがす状態にまで事態が急迫しているのを受け、国は、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」(※)を制定し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年度より開始することとしました。

この制度下において市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが「子ども・子育て支援法」第 61 条により義務づけられています。

「子ども・子育て支援事業計画」は、市域内における子ども・子育て支援事業の需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく予測・計画するとともに、子どもやその保護者をはじめ、教育・保育従事者、企業、行政などの地域社会全体が協働して取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定するものです。

本市ではこれまで、平成 17 年 4 月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき「野洲市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画年間：平成 17 年度～平成 21 年度）及び、「野洲市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画年間：平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、子育て支援の強化・拡充に努めてきました。

こうした国における政策の流れを踏まえ、本市においてもこれらの「次世代育成支援行動計画」に代わる新たな子育て支援のための計画として「野洲市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(※) 子ども・子育て関連 3 法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第2節 子ども・子育て支援新制度の概要

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における、すべての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。

このような基本理念のもと、新制度では、市町村はそれぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになった半面、家族構成や保護者の就労状況に応じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、この支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、権限・責任ともに強化されています。

これまでの「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき推進してきた施策に代わり、新制度においては、市町村がより強く主導権を持ちながら、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所（園）の制度再構築の要請などへ対応していく新しい計画が求められています。

子ども・子育て支援新制度の主なねらい

- 待機児童の解消
- 教育・保育、子育て支援の質の確保及び向上
- 地域における子ども・子育て支援の充実

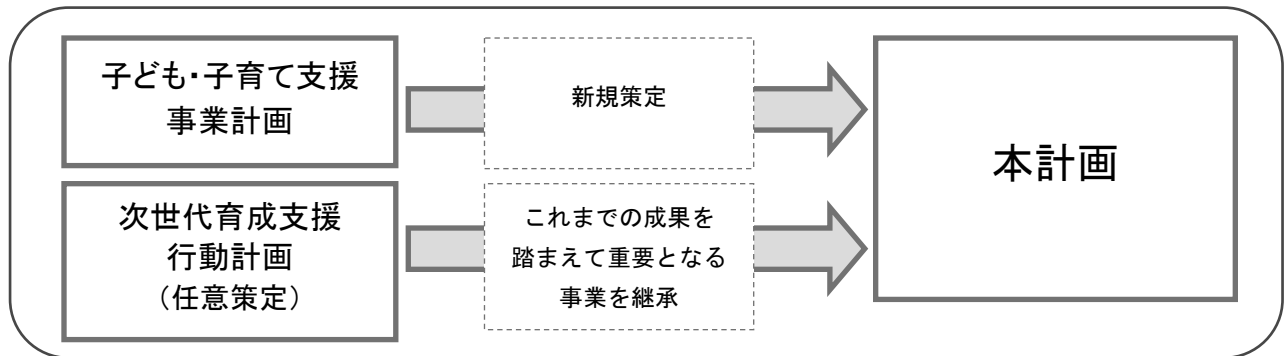
第3節 計画の位置づけ

本計画は、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の見込量、それらの提供体制の確保内容及びその実施時期を定めるものです。

しかしながら「子ども・子育て支援事業計画」で決定すべき事項は量的提供に関することが主であり、本市がこれまで「野洲市次世代育成支援行動計画」の推進の中でつちかってきた保健・医療、教育等の領域を包含するものではありません。平成26年に期間延長された「次世代育成支援対策推進法」の中では「次世代育成支援行動計画」は任意策定とされ「子ども・子育て支援事業計画」の中にその事業を規定してもよいこととなっています。

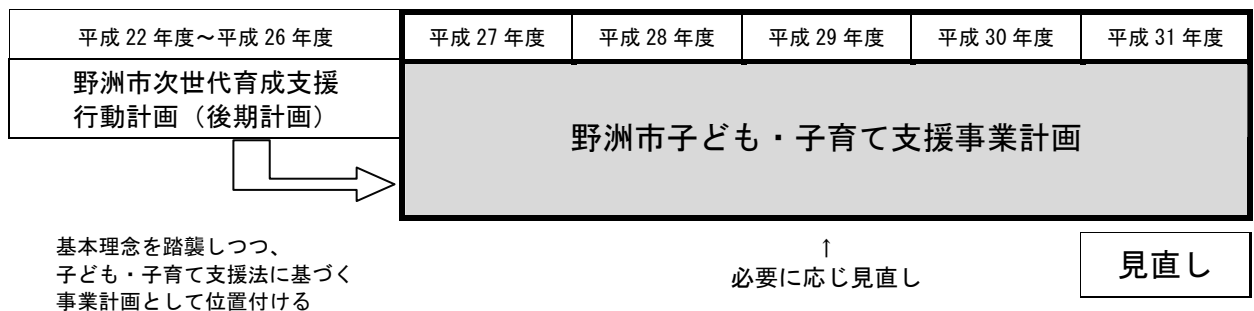
したがって、本市においては、現行「野洲市次世代育成支援行動計画」における成果や、他計画との事業領分を明確にしながら「野洲市子ども・子育て支援事業計画」として必要となる事業を継承するものとします。

本計画の位置づけイメージ



第4節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、平成 27（2015）年度から、平成 31（2019）年度までを計画期間とします。ただし、計画期間の中間年を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、計画の見直しを行います。



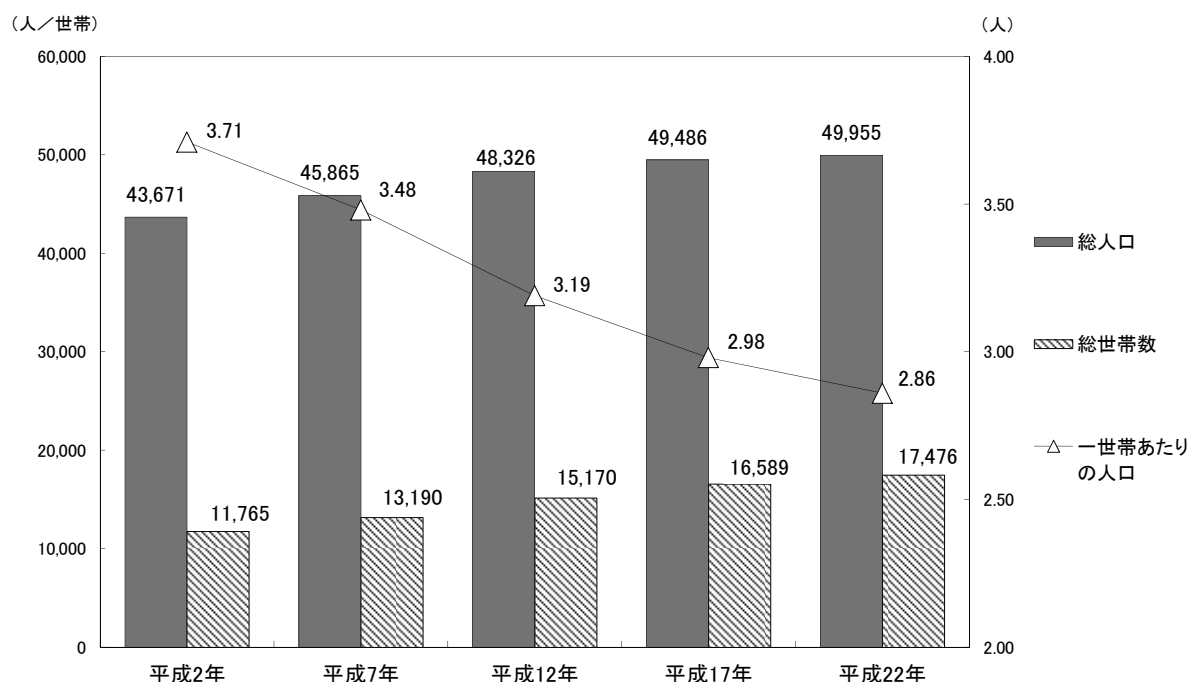
第2章 野洲市の子どもと子育て家庭の現状

第1節 人口と世帯の状況

1 総人口と総世帯の状況

国勢調査によると、野洲市の人口、世帯数とも平成2年以降増加傾向にあります。が、一世帯あたり人口は減少傾向が続き、世帯の少人数化が進んでいます。

人口と世帯数の推移

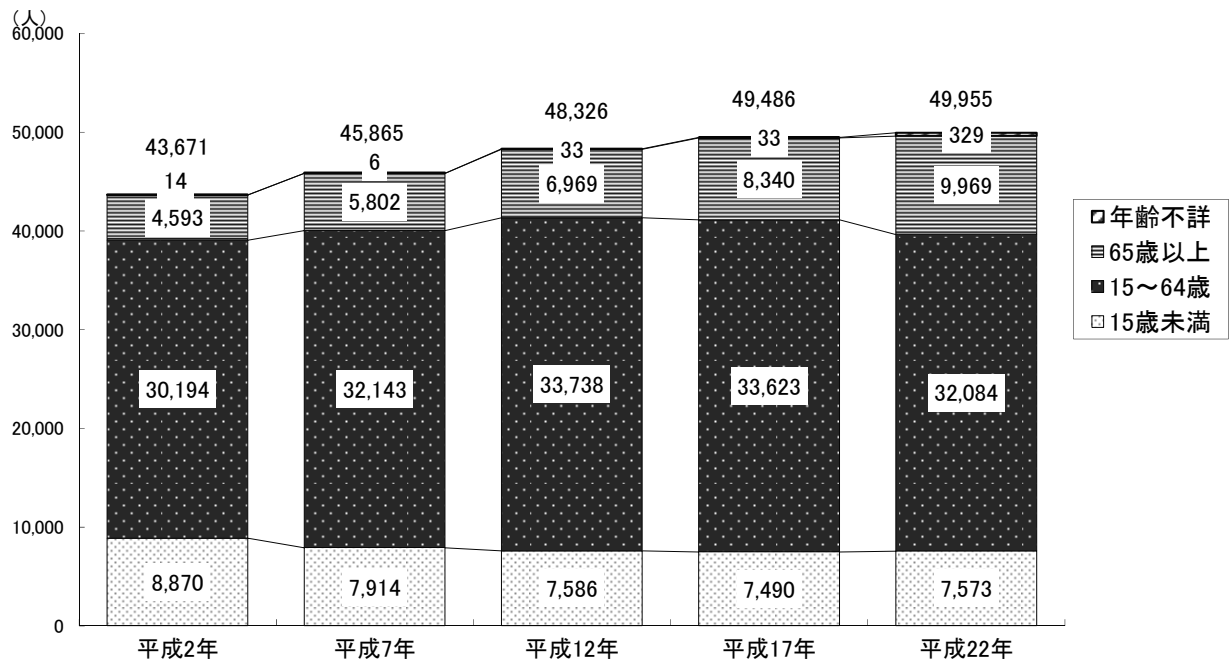


資料:国勢調査(各年10月1日)

2 年齢3区分人口の推移

国勢調査による平成22年の15歳未満の年少人口は7,573人、年少人口比率は15.1%です。一方、65歳以上の人口は9,969人、高齢化率は19.9%となっています。年齢3区分の人口の推移をみると、過去20年において高齢化率が大きく伸びており、高齢化が進行しています。

年齢3区分人口構成の推移

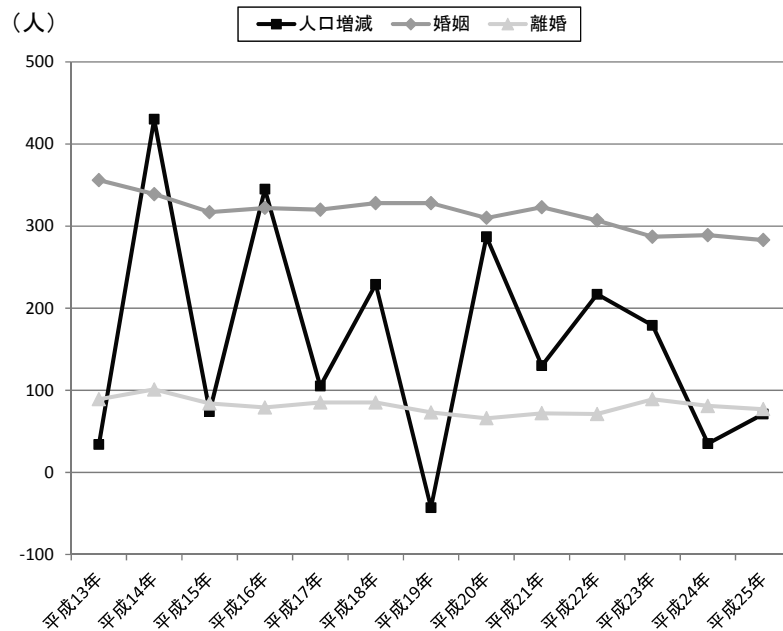


資料:国勢調査（各年10月1日）

3 人口動態と婚姻・離婚

平成13年から平成25年までの人口動態について、平成19年を除いて人口増（0以上）の年が続いています。婚姻件数は、平成23年以降300件を割りこむ年が続いています。離婚件数は、平成14年以外は100件を下回る件数で推移し、大幅な増減は見られません。

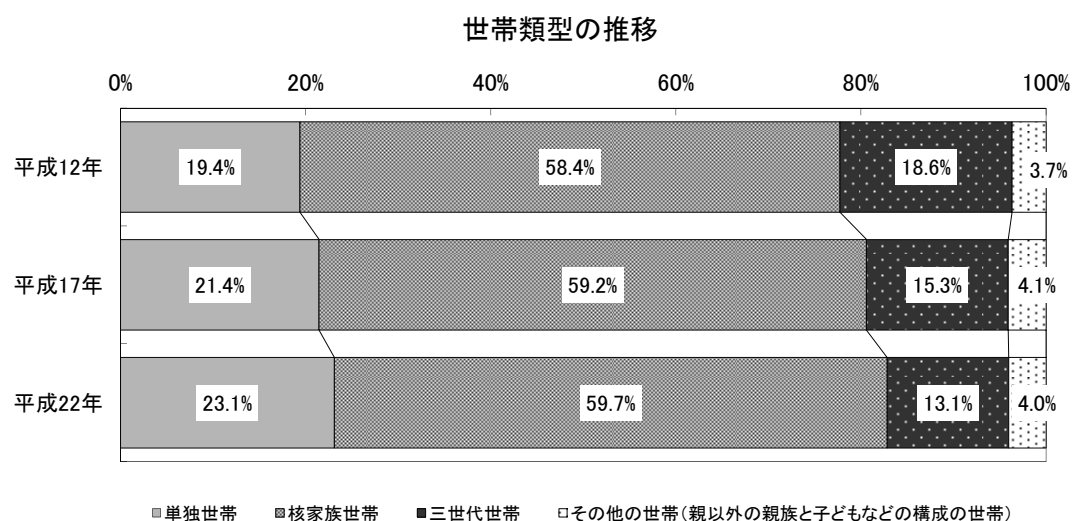
人口増減・婚姻件数・離婚件数の推移



資料:野洲市統計書

4 世帯類型等の推移

平成 12 年以來、単独世帯の割合の増加、三世代世帯の割合の減少が見られます。



資料:国勢調査(各年 10 月 1 日)

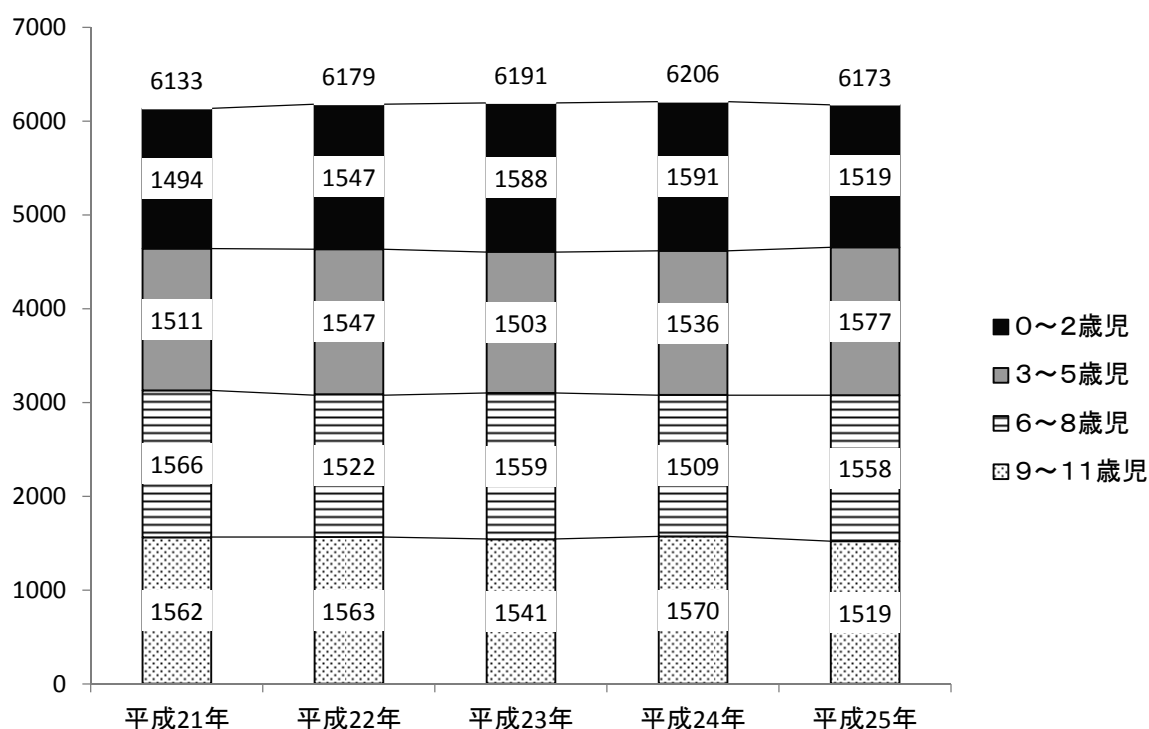
5 児童数の状況

小学 6 年生以下（0～11 歳）の児童数は、平成 25 年 4 月 1 日において 6,173 人です。このうち、就学前児童数は 3,096 人、小学生児童数は 3,077 人となっています。小学 6 年生以下の児童数は、平成 21 年から平成 25 年にかけて横ばいに推移しています。

小学生以下の児童数の推移（各年４月１日現在）					（単位：人）	
区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
就学前児童数		3,005	3,094	3,091	3,127	3,096
	０歳児	510	542	519	516	490
	１歳児	478	517	545	526	512
	２歳児	506	488	524	549	517
	３歳児	494	512	491	532	555
	４歳児	537	488	517	487	527
	５歳児	480	547	495	517	495
小学生児童数		3,128	3,085	3,100	3,079	3,077
	６歳児	532	477	546	491	513
	７歳児	515	540	477	541	496
	８歳児	519	505	536	477	549
	９歳児	521	522	504	538	476
	１０歳児	528	518	524	504	542
	１１歳児	513	523	513	528	501
小学生以下児童数の合計		6,133	6,179	6,191	6,206	6,173

資料:野洲市統計書

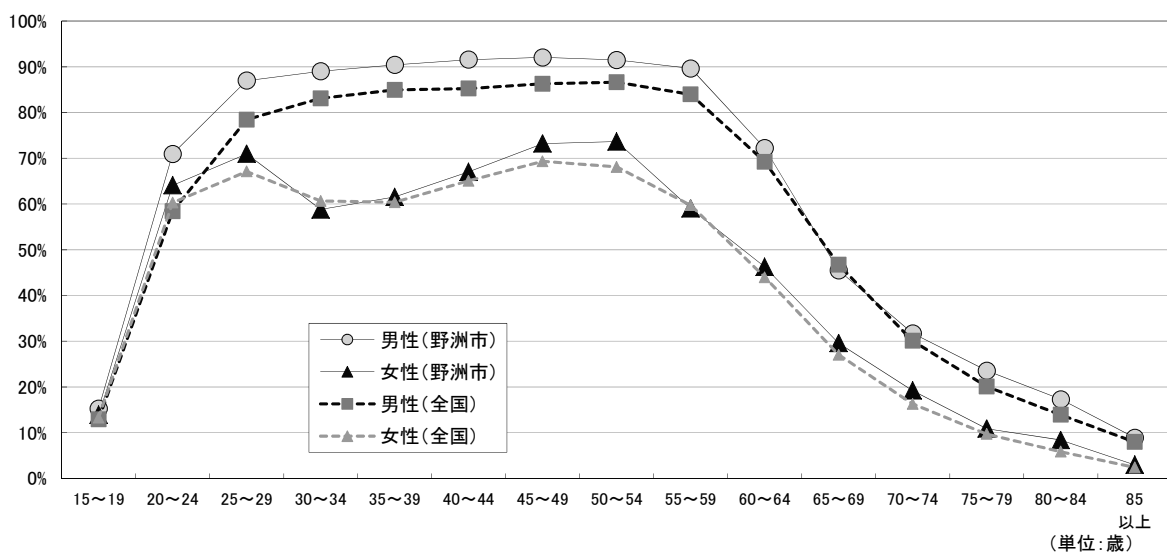
小学生以下の児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）



6 就業状況

平成 22 年時点の国勢調査によると、本市の就業率は、男女ともおおむね全国値よりも高い水準になっています。したがって他市町村よりも、働いていることが結婚や出産を阻害する要因にならないような、子育て世代に対しての支援が必要であると考えられます。

平成 22 年度の男女別就業率



資料:国勢調査

第2節 ニーズ調査結果からみた子育て環境について

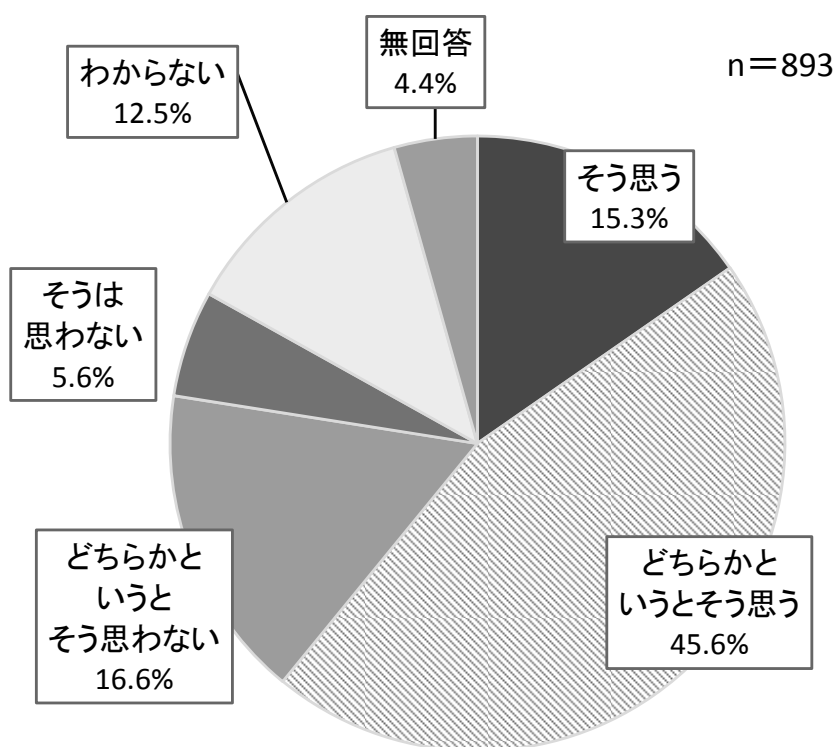
就学前児童の保育ニーズや、市の子育て支援への要望を調査するために、平成25年11月に、小学校4年生以下の児童のいる市内の世帯から、無作為抽出した2,000世帯を対象にニーズ調査を実施しました。調査票は郵送で配布し、893世帯分を回収しました。回収率は44.7%でした。

以下はその結果のうち、子育て環境に対して保護者が感じていることが分かる結果を中心に掲載しました。

1 子育てしやすいまちづくりについて

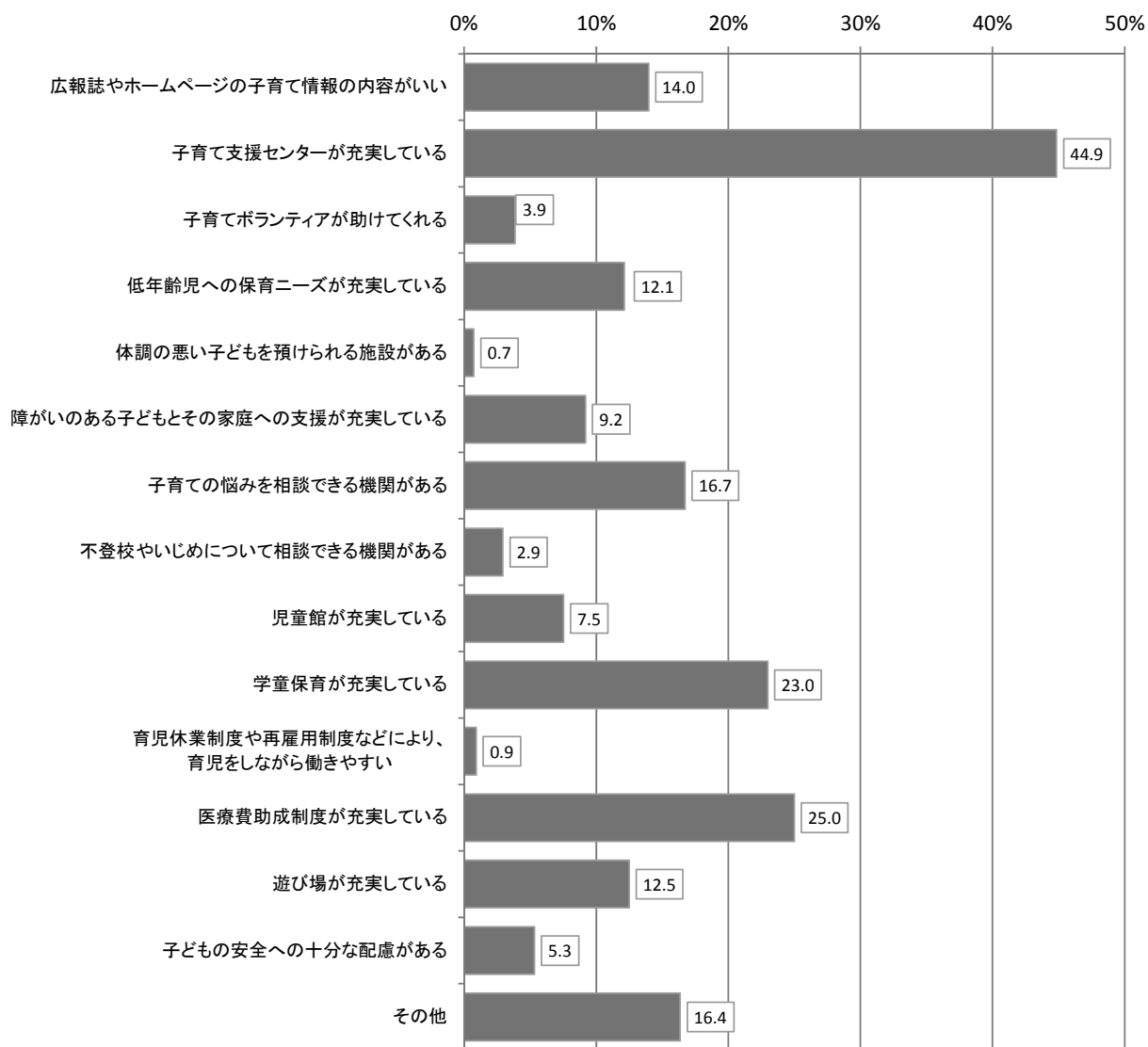
「野洲市は、子育てしやすいまち」であると思う割合は、60.9%（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）でした。

「野洲市は、子育てしやすいまち」であると思う割合



前ページにおいて子育てしやすいと思う方が、どんなところからそう感じるのかについては「子育て支援センターが充実している」が最も多く 44.9%、次いで、「医療費助成制度が充実している」が 25.0%、「学童保育が充実している」が 23.0% となっています。

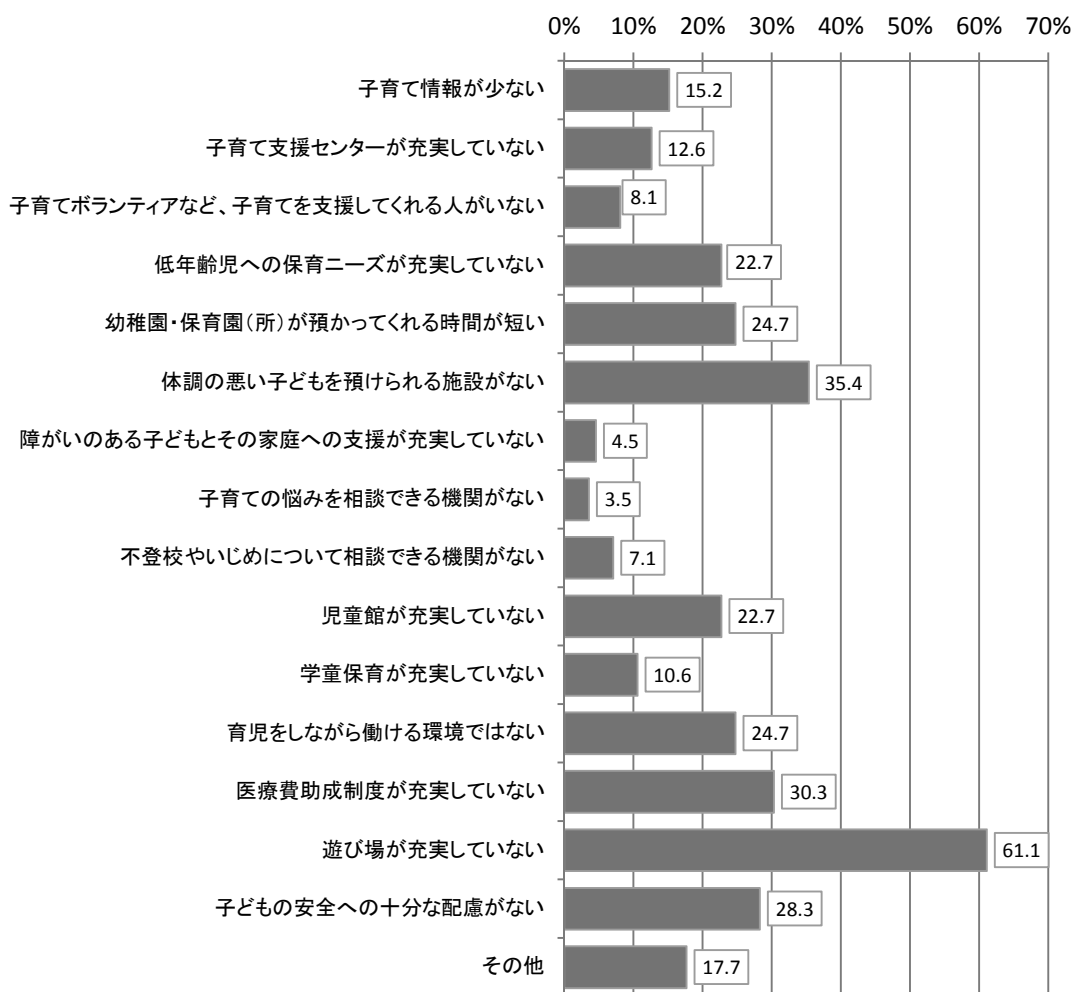
どんなところが子育てしやすいと感じるか（複数回答）



n=544

また、子育てしやすいと思わない方が、どんなところからそう感じるのかについては、「遊び場が充実していない」が最も多く 61.1%、次いで、「体調の悪い子どもを預けられる施設がない」が 35.4%、「医療費助成制度が充実していない」が 30.3%となっています。

どんなところが子育てしにくいと感じるか（複数回答）

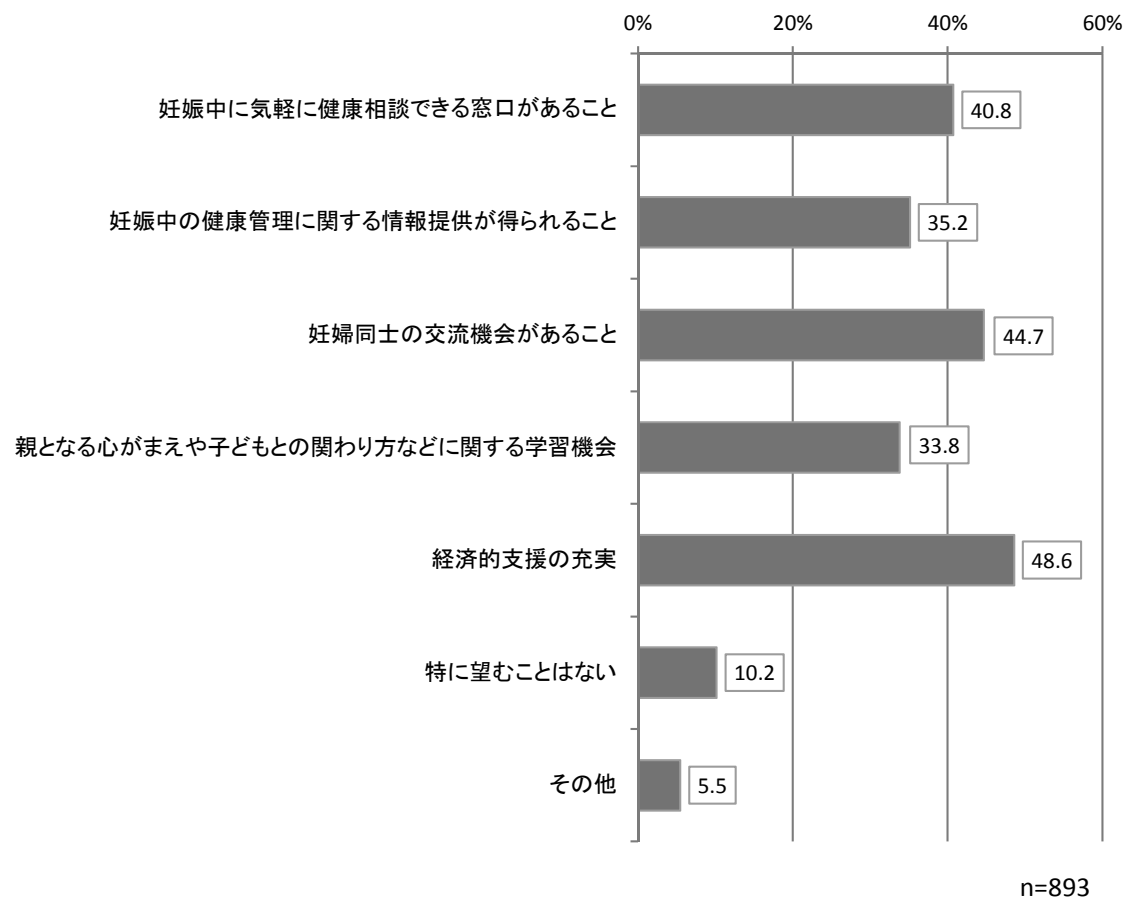


n=198

2 妊娠期から出産期に対する支援

妊娠から出産までの期間において望む支援としては「経済的支援の充実」、「妊婦同士の交流機会があること」、「妊娠中に気軽に健康相談できる窓口があること」の順に多くなっています。

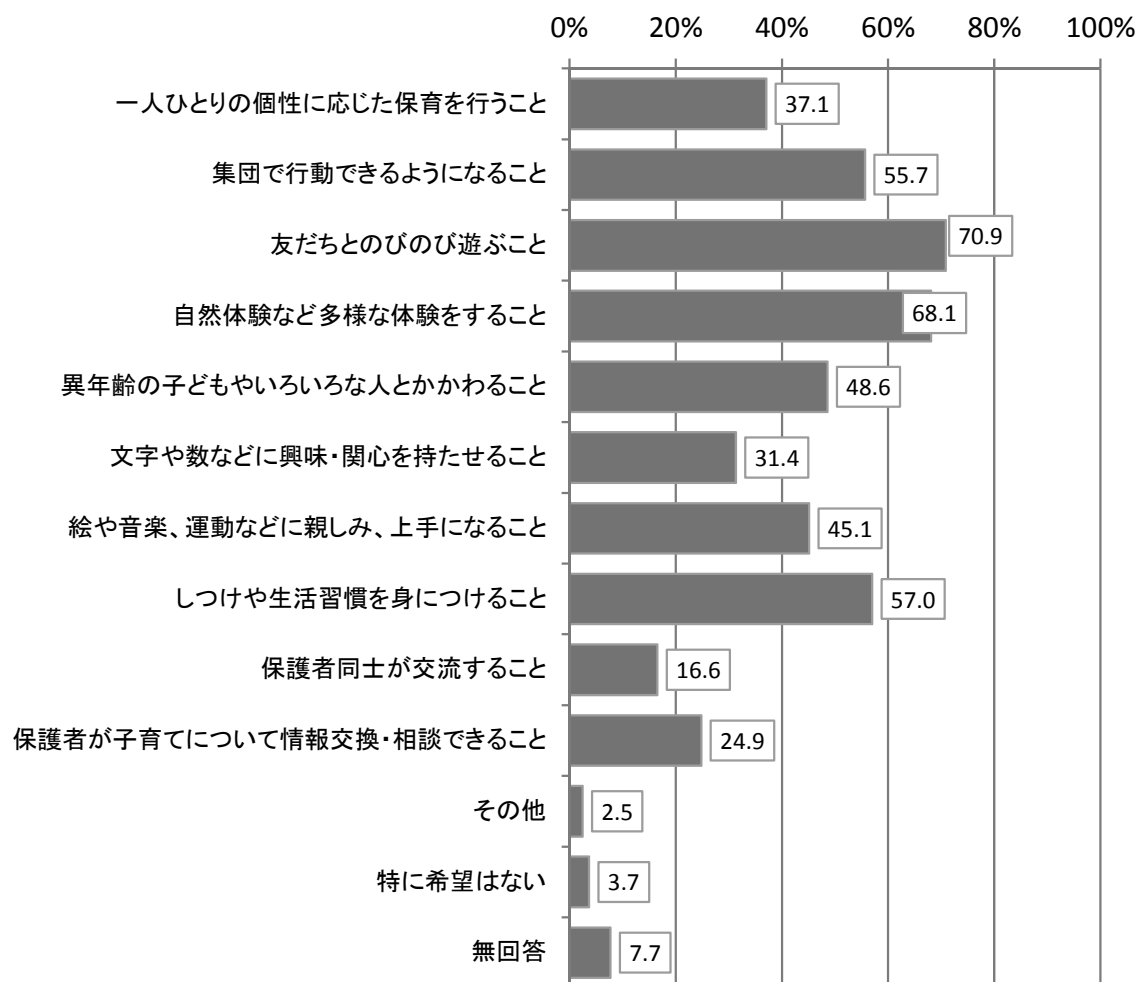
妊娠期から出産期への支援に望むこと（複数回答）



3 教育・保育に求めること

幼稚園、保育所（園）などに望むことについては「友だちとのびのびと遊ぶこと」、「自然体験など多様な体験をすること」、「しつけや生活習慣を身につけること」の順に多くなっています。

幼稚園・保育所（園）などに望むこと（複数回答）



n=893

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

水と緑に恵まれた豊かな自然環境と、連綿たる歴史を持つ野洲市では、その地域の特性を活かしながら、安心して子どもを生み育てられる環境の向上に努めてきました。

ゆるやかに時を刻む悠久の歴史の中でつちかわれた文化や伝統に育まれながら、次世代を担うすべての子どもたちがのびのびと健やかに「自然」と「こころ」をつないでいくことができるよう、その育ちを導くことが私たちの役割と考えます。

この計画では、子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識のもと、家庭、学校、地域、職場におけるすべての市民が相互に協力し、子育てにかかわることで、すべての子どもが未来に夢や希望が持てる野洲市の実現を目指そうとするものです。

そこで本計画における基本理念を次のように定めます。

■基本理念

「豊かな自然とこころを、すべての子の育ちのために」

第2節 施策の体系

1 計画の基本目標

本市の子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、次世代育成支援対策の基本理念を踏襲し、次の3本の基本目標を掲げます。

■基本目標

1. 子育てにやさしい環境づくり

すべての家庭が健康かつ、安心して楽しく子育てができ、自立していくまでを地域社会がやさしく見守り支えていく環境を整え、次代次々代へと長く続いていく地域の子育て支援の土壌づくりに努めることが大切です。

そのために社会資源を最大限に活用し、子育てサービスの充実や、子育てにやさしい環境づくりへの機運が高められる取り組みや環境の整備に努めます。

また、仕事と子育ての両立をサポートするため、保育所の待機児童解消をめざすとともに、子育ての最終目標は自立であるという考えのもと、地域全体で支える子育て支援の充実を図ります。

2. 子どもの生きる力を育む環境づくり

子どもが心身ともに健康に成長し、社会人として自立するためには「生きる力」の育みが望まれます。「生きる力」は、家庭や学校、地域での関わりや体験などから学び、体得していくものであると考えます。

本市では、この「生きる力」に必要な「確かな学力」、「コミュニケーション力」、「心身の健やかな育成」を重点テーマに、幼・保・小・中での密な連携のもとでの教育活動による基礎学力の定着や、人とのふれあいを通じて感性豊かな心を育むことができるよう努めます。

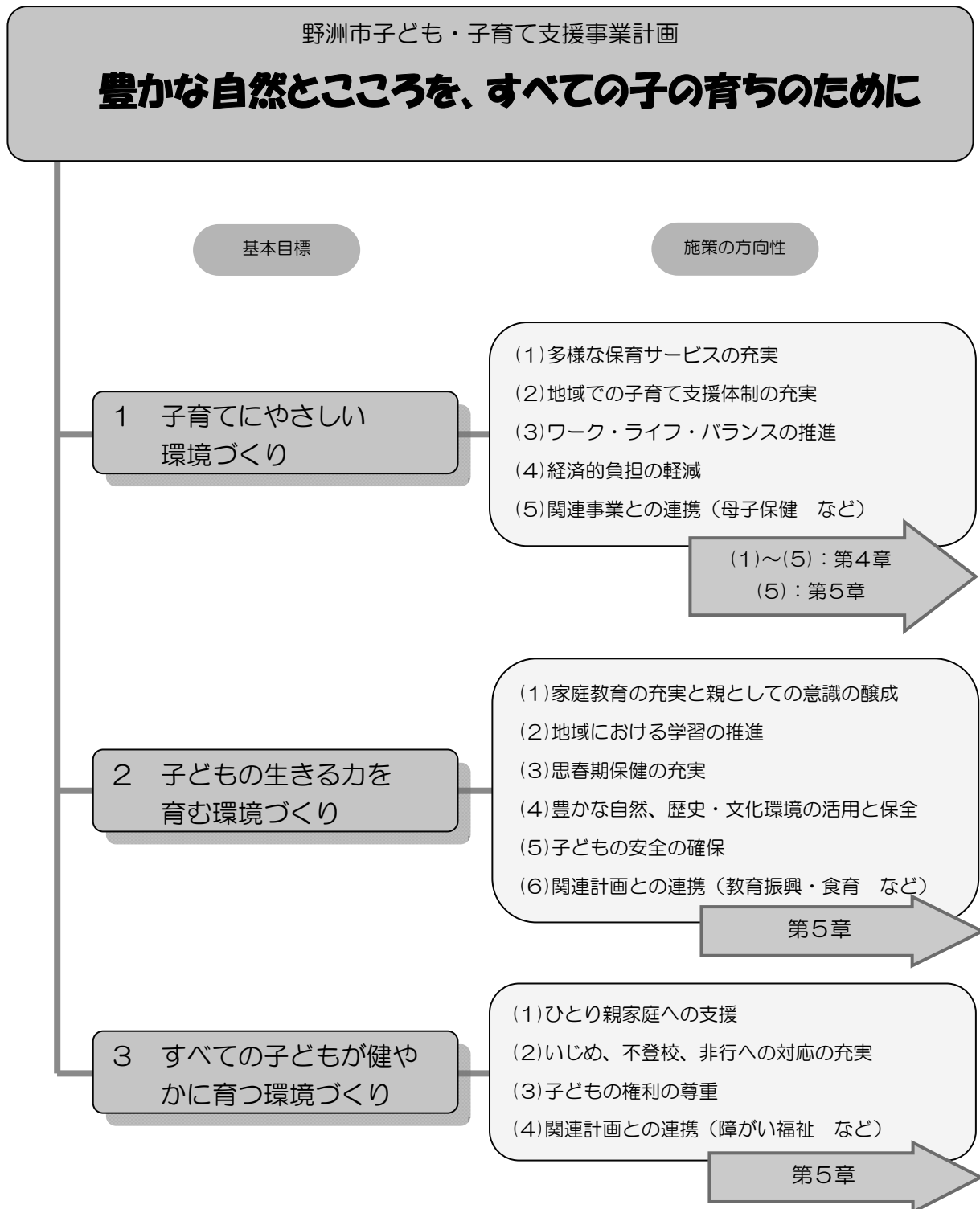
また、子どもにとって最善の利益が保障されるよう、様々な局面において子どもの主体性に配慮するとともに、子どもの意見が反映され、子ども自身が参加できる仕組みを検討します。

3. すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもが自分らしく生きることができるよう、児童虐待やいじめ、不登校など要保護児童(※)などの把握と切れ目ない支援体制の整備、障がい児支援の推進、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取り組みに努めます。

※要保護児童 適切な保護や支援が必要な児童をいい、被虐待をはじめ非行、不登校の児童などをいう。

2 施策体系図



第4章 量の見込みと確保方策

★: 必須記載事項

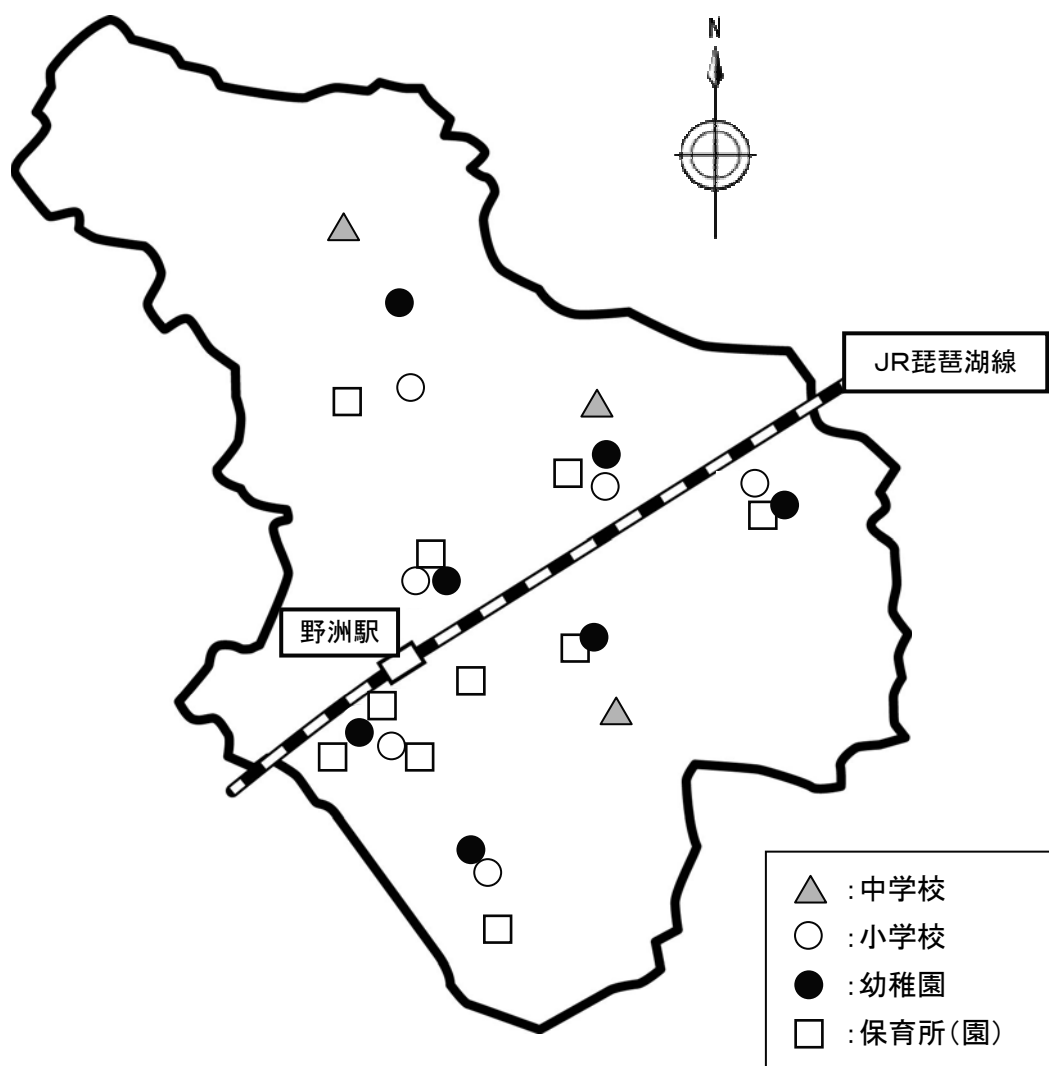
第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市1地区と設定します。

本市の施設整備状況



第2節 子どもの人口の見通し

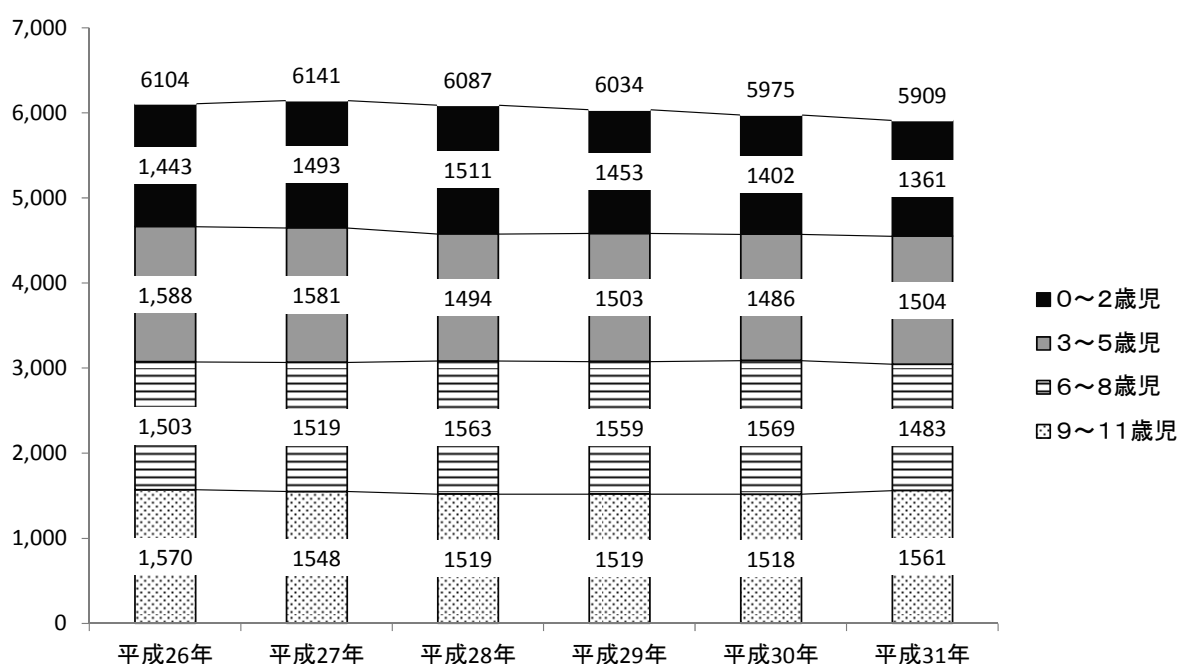
平成26年4月1日現在の住民基本台帳に基づく本市の児童人口（0～11歳）は6,104人で「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、平成27年には6,141人に、平成31年には5,909人になり、5年間で230人前後の減少が見込まれます。

（単位：人）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	462	500	482	464	450	440
1歳	479	527	506	487	469	455
2歳	502	466	523	502	483	466
0～2歳合計	1,443	1,493	1,511	1,453	1,402	1,361
3歳	511	518	466	523	502	483
4歳	551	509	513	461	518	497
5歳	526	554	515	519	466	524
3～5歳合計	1,588	1,581	1,494	1,503	1,486	1,504
6歳	495	503	547	509	513	461
7歳	516	514	504	548	510	514
8歳	492	502	512	502	546	508
6～8歳合計	1,503	1,519	1,563	1,559	1,569	1,483
9歳	543	501	500	510	500	543
10歳	481	513	504	503	513	503
11歳	546	534	515	506	505	515
9～11歳合計	1,570	1,548	1,519	1,519	1,518	1,561
0～11歳合計	6,104	6,141	6,087	6,034	5,975	5,909

資料：平成26年は4月1日現在の住民基本台帳。平成27年以降は、平成21年～平成26年の人口をもとに算出した推計値。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。



第3節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保方策

1 見込量

子ども・子育て支援サービスの見込量については、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」に準じ、平成25年11月実施のニーズ調査結果から算出しました。

ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込量の標準的な算出方法を示すものなので、本市の実情を鑑み、一部補正を行ったものを見込量としています。

2 保育所（園）・幼稚園の現状

本市には、認可保育所（園）は、公立が5園、私立が5園あり、全園において11時間以上の保育を実施しています。

また、幼稚園は公立が7園あります。

認可保育所（園）・幼稚園

公立保育所（園）

名称	定員(人)	所在 小学校区
野洲第一保育園	150	野洲
野洲第三保育園	60	野洲
三上保育園	60	三上
篠原保育園	90	篠原
さくらばさま保育園	100	野洲

私立保育所（園）

名称	定員(人)	所在 小学校区
祇王明照保育園	120	祇王
あやめ保育所	110	中主
きたの保育園	80	北野
しみんふくし保育の家	50	野洲
野洲優愛保育園モンチ	60	野洲

公立幼稚園

名称	定員(人)	所在 小学校区
中主幼稚園	400	中主
野洲幼稚園	380	野洲
三上幼稚園	130	三上
祇王幼稚園	215	祇王
篠原幼稚園	60	篠原
北野幼稚園	310	北野
さくらばさま幼稚園	50	野洲

※定員はいずれも平成26年4月1日現在

保育所（園）の入園者数については、平成 26 年度は、公立 422 人、私立 441 人で、横ばい傾向です。

保育所（園）利用状況の推移

（単位：人）

		定員	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
利 用 人 員	野洲第一保育園	150	155	139	143	139	123
	野洲第三保育園	60	65	68	68	70	68
	三上保育園	60	59	63	67	63	60
	篠原保育園	90	68	64	72	85	81
	野洲第二保育園	90	80	77	80	81	
	さくらばさま保育園	100					90
	公立保育園計	460	427	411	430	438	422
	祇王明照保育園	120	127	132	130	139	128
	あやめ保育園	110	99	97	121	111	108
	きたの保育園	80	85	85	88	86	86
	しみんふくし保育 の家	50	51	52	57	55	59
	野洲優愛保育園 モンチ	60	61	64	63	56	60
	私立保育園計	420	423	430	459	447	441
合 計		880	850	841	889	885	863

※定員は平成 26 年度のもの。実績は各年 4 月 1 日現在。

公立幼稚園の在園児童数は年々増加傾向にあり、26 年度に事業開始したさくらばさま幼稚園を含め市内総定員は 1,545 人で、利用率は 67%になっています。

幼稚園利用状況

（単位：人）

		定員	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
利 用 人 員	中主幼稚園	400	286	291	295	297	303
	野洲幼稚園	380	255	252	258	267	246
	三上幼稚園	130	62	62	58	71	64
	祇王幼稚園	215	157	152	154	155	153
	篠原幼稚園	60	32	35	32	43	43
	北野幼稚園	310	160	144	134	183	209
	さくらばさま幼稚園	50					21
合 計		1545	952	936	931	1016	1039

※定員は平成 26 年度のもの。実績は各年 4 月 1 日現在。

その他の事業

認可外保育施設は、市内に 2 カ所あります。

3 量の見込み：幼稚園・保育所（園）

（１）多様な保育サービスの充実

市内に居住する子どもの幼稚園、保育所（園）の利用者数の見込量は以下のとおりです。

用語の説明

以下の１～３号とは、子ども子育て支援法第１９条に定められた「保育の必要性」の認定区分。市町村が、保護者からの申請を受け、１～３号の区分に認定を行い、利用施設を調整・決定し、給付を支給する。

１号：１号認定児童のこと。３～５歳の教育を希望する児童。（幼稚園利用者）

２号：２号認定児童のこと。３～５歳の保育の必要性のある児童。

（保育所（園）利用者、あるいは幼稚園＋預かり保育利用者）

３号：３号認定児童のこと。０～２歳の保育の必要性のある児童。

（保育所（園）利用者、あるいは地域型保育利用者）

また、０～２歳の児童を対象とする以下の４事業が、児童福祉法の中で地域型保育事業と位置づけられ、市町村における確保方策に加えてよいこととされています。

小規模保育：利用定員６人以上１９人以下の保育事業。施設もしくは保育者の居宅で実施。

家庭的保育：利用定員５人以下の保育事業。保育者の居宅等で実施。

居宅訪問型保育：基本的に児童一人に対し保育者一人。児童の居宅を訪問し保育を行う。

事業所内保育：事業所内の託児所などに、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設け、保育を行う事業。規模に応じ、地域枠は異なる。

（単位：人）

		平成27年度					
		1号	2号		3号		合計
		3～5 歳			0 歳	1、2 歳	
		14 時まで	14 時以降 一定時間	保育所（園）要			
①量の見込み （必要利用定員総数）		452	505	602	89	360	2, 008
②確保の 内容	幼稚園・保育所（園）	1, 545		890(※1)		2, 435	
	地域型保育				0	0	0
②－①		588		▲161		427	

※１ 市内保育所（園）１園において１０名定員増見込み

		平成28年度					
		1号	2号		3号		合計
		3～5 歳			0 歳	1、2 歳	
		14 時まで	14 時以降 一定時間	保育所（園）要			
①量の見込み (必要利用定員総数)		427	478	569	86	373	1,933
②確保の 内容	幼稚園・保育所（園）	1575(※2)		980(※2)		2,555	
	地域型保育				0	0	0
②－①		670		▲48		622	

※2 幼稚園1園、保育所（園）2園において施設整備により定員増見込み
（幼稚園30名増、保育所（園）90名増）

		平成29年度					
		1号	2号		3号		合計
		3～5 歳			0 歳	1、2 歳	
		14 時まで	14 時以降 一定時間	保育所（園）要			
①量の見込み （必要利用定員総数）		429	480	573	83	359	1, 924
②確保の 内容	幼稚園・保育所（園）	1, 575		980			2, 555
	地域型保育				0	0	0
②－①		666		▲35			631

		平成30年度					
		1号	2号		3号		合計
		3～5 歳			0 歳	1、2 歳	
		14 時まで	14 時以降 一定時間	保育所（園）要			
①量の見込み (必要利用定員総数)		424	475	566	80	345	1,890
②確保の 内容	幼稚園・保育所(園)	1,575		985			2,560
	地域型保育				0	0	0
②－①		676		▲6			670

		平成31年度					
		1号	2号		3号		合計
		3～5 歳			0 歳	1、2 歳	
		14 時まで	14 時以降 一定時間	保育所（園）要			
①量の見込み (必要利用定員総数)		430	477	577	79	334	1, 897
②確保の 内容	幼稚園・保育所(園)	1, 575		990		2, 565	
	地域型保育				0	0	0
②－①		668		0		668	

4 提供体制と確保の内容

＜本市における教育・保育ニーズの傾向＞

計画期間中全年度において、保育所（園）においてニーズ超過が考えられます。一方で、幼稚園においては供給超過の状態にあります。

＜確保の方針＞

①利用調整による確保

現行の野洲市の幼稚園においては、預かり保育を含めて 10 時間程度在園することが可能であり、2 号ニーズの超過分は、幼稚園にて対応可能です。

したがって、一定数の 2 号認定者については幼稚園＋預かり保育を利用いただくことで保育ニーズの充足を図ります。

②定員増による確保

平成 27～28 年度にかけての、本市「野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画」による施設改修整備や、定員見直しなどによる定員増により、保育ニーズの需要超過は解消の見込みです。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

●地域子ども子育て支援事業（13事業）の概要

事業名	概要
1 利用者支援事業（新規）	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
2 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センターなど。
3 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
4 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業。
5 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分。
6 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
7 ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

事業名	概要
8 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 幼稚園在園児対象のものと未就園児対象のものがある。
9 延長保育事業	保育認定（２号、３号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を実施する事業。
10 病児・病後児保育事業	病気あるいは病みあがりの児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育する事業。
11 放課後児童クラブ	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育所（園）などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	幼稚園、保育所（園）などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）などの設置又は運営を促進するための事業。

●地域子ども子育て支援事業（13 事業）の量の見込みと確保方策

1 利用者支援事業（新規）

（２）地域での子育て支援体制の充実

子どもやその保護者、または妊娠している人などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

子育てに関する相談は多岐にわたることが多く、一個人の保護者が膨大な情報を収集し、的確に選択・判断することが困難な場合が想定されます。

利用者支援事業はこうしたニーズに対応しうるものであり、相談機能のさらなる強化を図りながら、支援を求める保護者が迷うことのないよう体制を整備します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
②確保の内容	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所

<参考>

実績（H25）	実績なし（新規事業）
---------	------------

2 地域子育て支援拠点事業

（２）地域での子育て支援体制の充実

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。

① 現状

野洲市子育て支援センター、きたの子育て支援センター、あやめ子育て支援センターの3カ所で事業実施があり、乳幼児と保護者の活動場所として利用されています。

また、ニーズ調査の自由回答からは、運営や周知などのあり方について検討する必要がある旨の指摘も見られます。

子育て支援センターの利用者数の推移（年間のべ利用数）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
野洲市子育て支援センター	5,156 人日	4,851 人日	4,925 人日	4,737 人日
あやめ子育て支援センター	3,323 人日	4,219 人日	3,714 人日	3,213 人日
きたの子育て支援センター	6,003 人日	6,469 人日	6,305 人日	5,280 人日
合計	14,482 人日	15,539 人日	14,944 人日	13,230 人日

②量の見込みと確保方策

どこにも通園していない乳幼児の保護者が、地域社会への最初の通過点になりうる事業という意味では社会的な意義も大きいため、周知方法など、あり方についてはず工夫を重ねていきます。

また、事業量の確保のみにとどまらず、子育て相談の実施など、保護者の子育てへの不安や疲労感緩和ができるよう、子育て支援センターと関係機関が連携し、きめ細かな子育て相談を実施していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （年間延べ利用）	20,736 人日	20,988 人日	20,184 人日	19,476 人日	18,900 人日
②確保の内容 （年間延べ利用）	3 力所 21,000 人日	3 力所 21,000 人日	3 力所 21,000 人日	3 力所 21,000 人日	3 力所 21,000 人日

※（見込み算法）国の手引き、実績値を総合して算出。

3 妊婦健康診査

（3）経済的負担の軽減
（5）関連事業との連携（母子保健）

妊婦健康診査については、助成額の増額や実施回数の増加などの公的支援の拡充などにより、受診しやすい環境のいっそうの整備を行うことで、さらに受診率を向上させ、市内の妊婦が健やかな妊娠期間を過ごせるよう努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	595 人	574 人	553 人	536 人	551 人
②確保の内容	595 人	574 人	553 人	536 人	551 人
妊婦健康診査の公費負担を継続					

※（見込み算法）各年の推計 0 歳児数より算出。

4 乳児家庭全戸訪問事業

(2) 地域での子育て支援体制の充実
(5) 関連事業との連携（母子保健）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師が訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行います。

25年度において、訪問実施率は94%です。また、保健師だけでなく、地域の民生委員・児童委員による1歳児訪問も実施があり、地域との連携による手厚い乳児家庭支援を行っています。

引き続き、乳児のいる全家庭訪問をめざし、事業を推進していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	500人	482人	473人	450人	435人
②確保の内容	500人	482人	473人	450人	435人
	全戸訪問の実施				

<参考>

実績（H25）	訪問実施率 94%
---------	-----------

※（見込み算出法）将来児童数（各年0歳児）より算出。

5 養育支援訪問事業

(2) 地域での子育て支援体制の充実

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施します。

また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応や、児童虐待問題についての市民啓発を実施しています。加えて、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業として、専門性向上のための職員研修への参加を推進し、支援の質の向上を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	25人	24人	24人	28人	28人
②確保の内容	25人	24人	24人	28人	28人
	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援				

※（見込み算出法）実績値、社会要因を総合して算出。

6 子育て短期支援事業

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実

短期入所生活援助(ショートステイ)事業があります。ショートステイ事業は、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

本市においては、現在1カ所での実施(守山市内法人への委託)があり、引き続き事業継続支援を行っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ利用)	43 人日	42 人日	41 人日	40 人日	40 人日
②確保の内容 (年間延べ利用)	1 カ所 40 人日	1 カ所 40 人日	1 カ所 40 人日	1 カ所 40 人日	1 カ所 40 人日

※(見込み算出法)国の手引き、実績値を総合して算出。

7 ファミリー・サポート・センター事業

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実

ファミリー・サポート・センターは、子どもの送迎等の援助を受けることを希望する人(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する人(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

現行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方はたえず検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ利用)	556 人日	558 人日	558 人日	557 人日	530 人日
②確保の内容 (年間延べ利用)	556 人日	558 人日	558 人日	557 人日	530 人日

※(見込み算出法)利用実績から利用率を算出し、推計人口に乗じて算出した。

8 一時預かり事業

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実

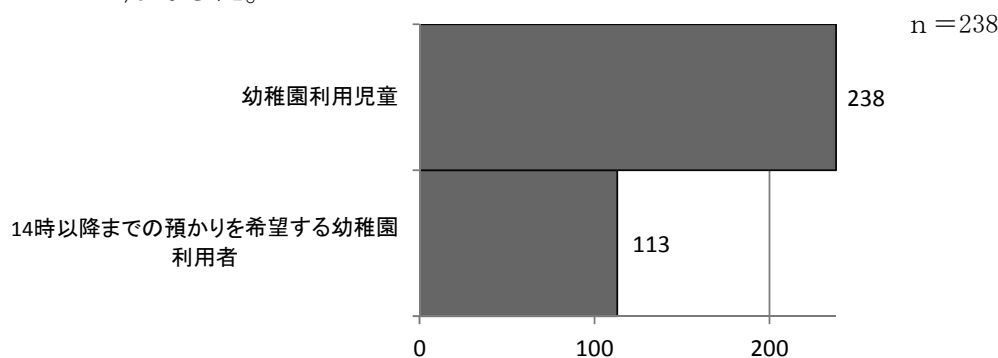
一時預かり事業は、主に昼間に保育所（園）その他の場所において、一時的に乳幼児を預かる事業です。本事業は、以下の2類型に大別されます。

1) 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

幼稚園の放課後において、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。

①ニーズ調査に見られる事業ニーズ

幼稚園在園児の中で14時以降の預かりを希望される方の割合は、およそ半数の47.4%でした。



資料：野洲市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査結果より

②量の見込みと確保方策

本市においては、2号認定対象者を幼稚園で対応する提供体制であることから見ても、本事業の充実が必要です。現行体制の維持を基本としながら、質の維持向上に努め、利用しやすい環境整備を推進します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (年間延べ利用)	43,950人日	41,531人日	41,781人日	41,308人日	41,809人日
1号認定による利用	71人日	67人日	67人日	66人日	67人日
2号認定による利用	43,879人日	41,464人日	41,714人日	41,242人日	41,742人日
②確保の内容 (在園児対象型)	7カ所 80,500人日	7カ所 80,500人日	7カ所 80,500人日	7カ所 80,500人日	7カ所 80,500人日
市内全幼稚園にて実施					
実績 (H25)	市内幼稚園 7カ所 38,959人日 (緊急預かりを含む)				

※（見込み算出法）国の手引き、実績値を総合して算出。

2) 預かり保育以外の一時的預かり

保育所（園）や子育て支援センターにおいて未就園児を対象に預かり保育を行う事業です。

本市では、きたの保育園、しみんふくし保育の家、野洲優愛保育園モンチの3カ所での実施があります。また、ファミリー・サポート・センターにおいても、利用者の希望により一時的な預かりが利用可能です。

①現状

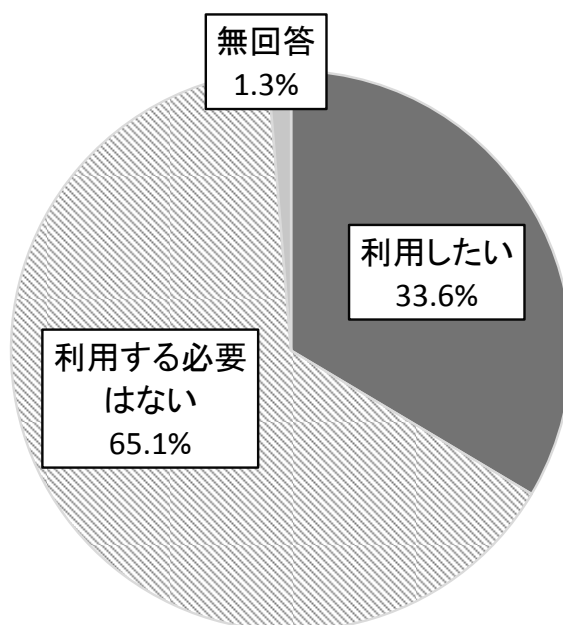
未就園児対象のものは、利用実績において年度によるばらつきがあり、ニーズ量が読みづらい実態があります。

(単位:人)

施設名	所在 小学校区	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
きたの保育園	北野	667	1,193	844
しみんふくし保育の家	野洲	1,114	487	451
野洲優愛保育園モンチ	野洲	285	33	39
合計		2,066	1,713	1,334

②ニーズ調査に見られる事業ニーズ

未就園児における一時預かりなど
不定期的な保育事業の利用意向
(どこにも預けていない就学前児童が対象)



資料:野洲市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査結果より

未就園児の中で、不定期的な保育事業の利用を希望された方の割合は、33.6%でした。

③量の見込みと確保方策

未就園児の多くが0～2歳児であり、本事業の充実により教育・保育事業のニーズの緩和を図ることができます。現行体制の維持を基本としますが、ニーズの推移に即応できるよう、きめ細かな現状把握を継続します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ利用)	1,628 人日	1,591 人日	1,565 人日	1,529 人日	1,517 人日
②確保の内容 (年間延べ利用)	4 力所 1,740 人日	4 力所 1,740 人日	4 力所 1,740 人日	4 力所 1,740 人日	4 力所 1,740 人日
一時預かり事業 (幼稚園以外)	3 力所 1,500 人日	3 力所 1,500 人日	3 力所 1,500 人日	3 力所 1,500 人日	3 力所 1,500 人日
ファミリー・サポ ート・センター事 業 (就学前児童)	1 力所 240 人日	1 力所 240 人日	1 力所 240 人日	1 力所 240 人日	1 力所 240 人日

<参考>

実績 (H25)	私立保育所 (園) 3 力所 1,372 人日 ファミリー・サポート・センター 1 力所 234 人日
----------	--

※ (見込み算出法) 国の手引き、実績値を総合して算出。

9 延長保育事業

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

保育所 (園) で実施する延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化、長時間通勤などにもともなう延長保育需要に対応するための保育事業で、両親ともフルタイム就労の世帯などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進のために重要な事業でもあります。保育所 (園) などの開所時間が 11 時間超の預かりがこの事業に該当します。

本市においては、市内全保育所 (園) において 11 時間超の保育を行っており、現行体制の維持を基本として実施を継続します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	787 人	769 人	757 人	739 人	733 人
②確保の内容	890 人	980 人	980 人	980 人	980 人
	市内の全認可保育所（園）（10 園）				

<参考>

実績 (H25)	実施箇所	市内全認可保育所（園）
	利用人数	548 人（公立 169 人 私立 379 人）

※（見込み算出法）国の手引き、実績値を総合して算出。

10 病児・病後児保育事業

- （１）多様な保育サービスの充実
- （２）地域での子育て支援体制の充実
- （３）ワーク・ライフ・バランスの推進

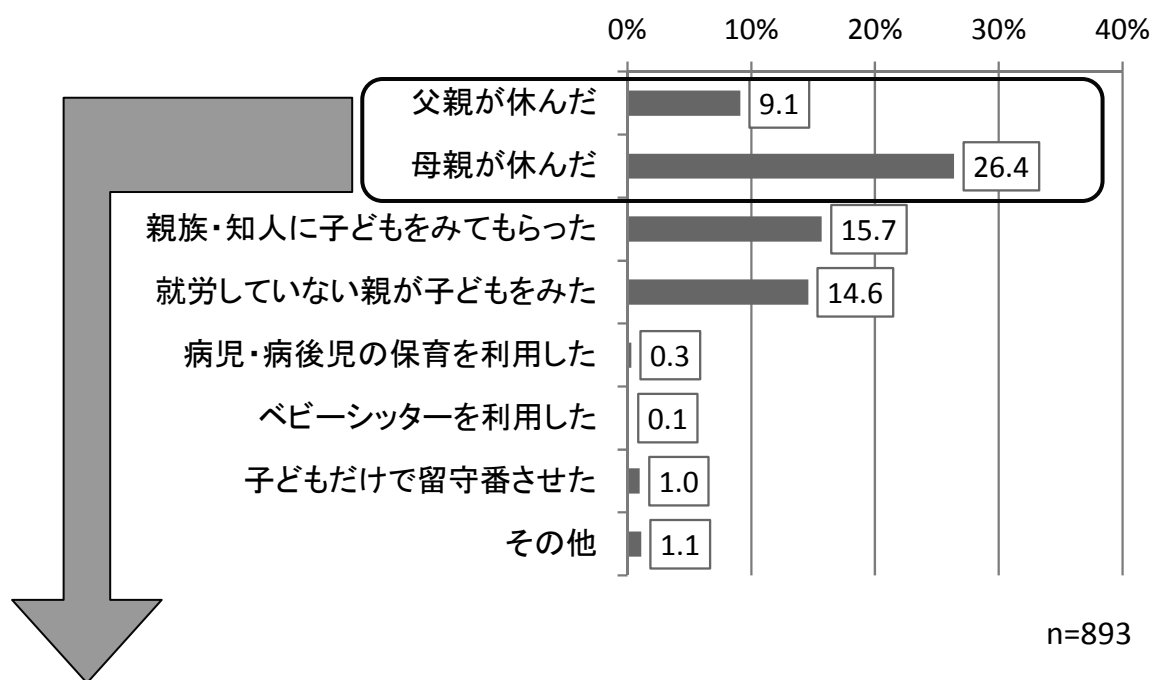
病児・病後児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合や病後の安静に過ごさなければならない児童を、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

①現状

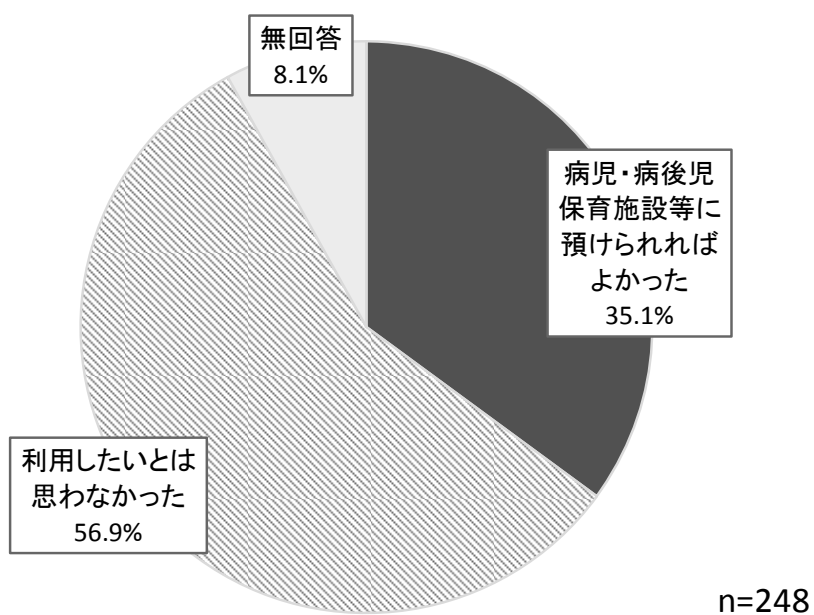
現在市内での実施はありません。

ニーズ調査では、この１年間の子どもが病気の際、母親の 26.4%、父親の 9.1%が、仕事を休んで見ており、そのうちの 35.1%は、病児・病後児の保育の利用を希望しています。また、子どもだけで留守番させた方が 1.0%でした。

子どもが病気の際のこの1年間の対応について



病児・病後児保育の利用希望（父または母が休んで対応した人が回答）



資料:野洲市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査結果

②量の見込みと確保方策

就園児については、現在実施中の体調不良型により対応するものとしますが、本事業の実施については今後（仮称）野洲市立病院整備の中で検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	61 人日	60 人日	59 人日	58 人日	57 人日
② 確保の内容	2 力所 72 人日	2 力所 72 人日	2 力所 72 人日	2 力所 72 人日	2 力所 72 人日
病児・病後児保育事業	0 力所 0 人日	0 力所 0 人日	0 力所 0 人日	0 力所 0 人日	0 力所 0 人日
体調不良型	2 力所 72 人日	2 力所 72 人日	2 力所 72 人日	2 力所 72 人日	2 力所 72 人日
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0 力所 0 人日	0 力所 0 人日	0 力所 0 人日	0 力所 0 人日	0 力所 0 人日

<参考>

実績（H25）	体調不良型 2 園
---------	-----------

※（見込み算出法）実施状況を勘案して算出。

11 放課後児童クラブ

(2) 地域での子育て支援体制の充実

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の就学児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

① 現状

本市における放課後児童クラブは、野洲市社会福祉協議会が指定管理者として、運営を行ってきました。現在は24カ所の「こどもの家」があります。

ニーズにあわせた施設整備を行ってきたため、現在待機児童はありません。

クラブ名	定員(人)	所在地	開設日	開設時間
野洲第一こどもの家	40	小篠原 (野洲文化小劇場前)	月～金 春・夏・冬休み	放課後～18 時 (月～金) 8 時 30 分～18 時 (春・夏・冬休み)
野洲第二こどもの家	40			
野洲第三こどもの家	40			
野洲第四こどもの家	40			
野洲第五こどもの家	40			
野洲第六こどもの家	40			
野洲第七こどもの家	50	小篠原(野洲小学校隣)		
三上第一こどもの家	35	三上(三上小学校内)		
三上第二こどもの家	35			
北野第一こどもの家	50	市三宅(北野小学校隣)		
北野第二こどもの家	50	市三宅(北野小学校内)		
北野第三こどもの家	50			
北野第四こどもの家	50			
祇王第一こどもの家	40	上屋(祇王小学校隣)		
祇王第二こどもの家	50	上屋(祇王小学校内)		
祇王第三こどもの家	40			
祇王第四こどもの家	40			
祇王第五こどもの家	40			
祇王第六こどもの家	40			
篠原こどもの家	60			
中主第一こどもの家	50	大篠原(篠原小学校内)		
中主第二こどもの家	40			
中主第三こどもの家	60			
中主第四こどもの家	60			
合計	1,080			

利用者数については年々増加し、平成 26 年度は 798 人の利用となっています。
それに対し、放課後児童クラブの規模も拡充しています。

ニーズ調査では、保護者会の運営に対しての保護者の負担感や指導員の安定した雇用などの運営上の課題や、保護者の就労形態の多様化により、さまざまなニーズが生じています。

学童保育利用児童数の推移

(単位:人)

クラブ名	定員	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
野洲第一こどもの家	40	50	29	40	34	41
野洲第二こどもの家	40	70	30	38	36	39
野洲第三こどもの家	40		38	38	35	38
野洲第四こどもの家	40		33	38	39	38
野洲第五こどもの家	40		32	38	39	37
野洲第六こどもの家	40		34	35	37	41
野洲第七こどもの家	50					
三上第一こどもの家	35	31	37	21	20	29
三上第二こどもの家	35			21	23	26
北野第一こどもの家	50	47	43			
北野第二こどもの家	50	47	47	23	35	35
北野第三こどもの家	50			36	39	46
北野第四こどもの家	50			38	38	49
祇王第一こどもの家	40	39	36	34	39	39
祇王第二こどもの家	50	49				
祇王第三こどもの家	40	28	34	37	39	38
祇王第四こどもの家	40		37	36	40	34
祇王第五こどもの家	40		34	37	37	37
祇王第六こどもの家	40		37	38	39	40
篠原こどもの家	60	38	48	49	45	40
中主第一こどもの家	50	50	50	34	32	47
中主第二こどもの家	40	39	40			
中主第三こどもの家	60			43	45	50
中主第四こどもの家	60			39	45	54
利用児童数計	1,080	488	639	713	736	798

※各年 5 月 1 日現在 (こども課調べ)

※長期休暇のみの利用を含む

②量の見込みと確保方策

今後については、現行体制維持を基本とします。

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (低学年)	440	452	451	454	429
量の見込み (高学年)	254	249	249	249	256
①量の見込み	694	701	700	703	685
②確保の内容	800 人 (20 力所)	800 人 (20 力所)	800 人 (20 力所)	800 人 (20 力所)	800 人 (20 力所)

※(見込み算出法) 国の手引き、実績値を総合して算出。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

（３）経済的負担の軽減

市が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。新規事業であるため、今後、事業実施を検討していきます。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

（１）多様な保育サービスの充実

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。新規事業であるため、今後、事業実施を検討していきます。

第5節 現行計画特定事業と本計画事業の関連

次世代育成支援対策推進法では、待機児童解消を目途として、様々な保育サービスを特定事業と定め、重点的な提供を求めています。

子ども・子育て支援法においても、前述のように、教育・保育事業、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業と類型化され、重点的な提供を行うこととされています。

次世代育成支援対策推進法での特定事業と、子ども・子育て支援法における類型事業の関連は、以下のようになります。

事業名 (次世代育成支援対策推進法)	事業名 (子ども・子育て支援法)
通常保育事業	教育・保育事業における保育所（園）、認定こども園で実施する保育
特定保育事業	保育短時間 (教育・保育事業における「14時以降、一定時間」のニーズ) 及び一時預かり事業へ移行
延長保育事業	延長保育事業
夜間保育事業	子育て短期支援事業におけるトワイライトステイ事業で対応
トワイライトステイ事業	子育て短期支援事業へ移行
休日保育事業	教育・保育事業へ移行 定量的な目標設定は義務づけられていない
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業	一時預かり事業
ショートステイ事業	子育て短期支援事業
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業

第5章 包括的子育て支援施策

第1節 施策の展開

基本目標1 子育てにやさしい環境づくり

■ 施策の方向性

- 1) 多様な保育サービスの充実
- 2) 地域での子育て支援体制の充実
- 3) ワーク・ライフ・バランスの推進
- 4) 経済的負担の軽減
- 5) 関連事業との連携

第4章に定めるとおり

5) 関連事業との連携

●母子保健事業との連携

子育てを行う家庭にとって、妊娠・出産・乳児期の育児期間が不安や孤立感を感じやすい期間です。親族だけでなく、地域・行政が一丸となり切れ目ない支援を行うための仕組みを構築し推進することで、安心して安全な子育て環境を整備していくことが大切です。そのためには、母子保健と子育て支援の緊密な連携が不可欠です。

本市の母子保健事業においては、妊婦健康診査の一部公費負担や医療費の助成といった経済的支援だけでなく、母子健康手帳交付時の保健師による健康相談や「出産準備教室」、必要に応じて行う新生児・乳幼児・妊産婦への訪問指導といった、専門性をともなう相談支援や、「マタニティサロン」や「育児サロン」などによる妊産婦同士の交流の場の提供などといった総合的な支援を行うことにより、安全・安心な乳幼児期の子育て環境を推進していきます。これらの事業は、子育て支援センターの充実や、保健師と保育現場の連絡協議などの連携強化が大きく寄与するものであり、今後も一体的な体制での事業推進を行います。

また、本市では、不妊治療に関する不安や悩みを解消するため、関係機関と連携し窓口における相談対応と費用助成を行っています。

取り組み	内 容
母子健康手帳の交付	母子健康手帳は、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録であるとともに、その交付時は、行政とのはじめてのコンタクトの機会でもあります。 母子健康手帳交付時には、保健師による面接を行い、妊娠と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報をきめ細かに提供しています。
訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児）	母親が最も不安を感じる出産前後、乳幼児期までは保健師や助産師が訪問指導を実施し、子どもの健やかな成長発達が促されるよう、育児支援をしていきます。
妊産婦の地域・行政との交流機会創出	「マタニティサロン」、「育児サロン」、「出産準備教室」などを継続するとともに、より多くの参加促進のため周知活動を推進するほか、両親で参加できるプログラムを検討・実施していきます。また、個別に話をする機会である訪問指導などを充実し、育児の不安や悩みの解消を図ります。
妊産婦及び家族への禁煙支援	母子健康手帳交付時や訪問のほか、各種教室の相談、乳幼児健診など、タバコのもたらす妊産婦及び家族の健康への影響について知識を普及する機会を拡充し、同居家族による受動喫煙の防止や禁煙に向けた取り組みを、関係各課連携のもと推進します。
不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実	不妊治療に関する不安や悩みを解消するために、関係機関が連携して、情報提供や相談体制を確立します。また、経済的支援に関する情報提供を行います。
乳幼児健康診査の推進	乳幼児の異常の早期発見と疾病予防、また虐待につながる不適切な養育環境を把握するため、4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半児に対する定期健康診査を実施するとともに、関係各課が連携して周知促進を行い受診率向上に努めます。
予防接種事業の周知	乳幼児の感染症予防のため、医療機関にて行われるH i b、肺炎球菌、四種混合、B C G、MRなどの定期予防接種について、広く情報提供を行います。
育児相談の充実	子育ての中で生じる様々な悩みについて、育児相談を開催します。開催にあたっては、子育て支援センターなどを中心に、市民にとって少しでも身近な場での開催を検討します。

取り組み	内 容
小児救急医療体制に関する情報の提供	小児の緊急医療が必要となった場合に、どこで診療が受けられるかの情報を関係各課連携のもとで提供し、適切な医療が早期に受けられるように支援します。
かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理、疾病予防に関して相談できる、かかりつけ医づくりを、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて推進します。
医療費の助成	福祉医療費助成制度については、制度の枠組みを維持していくため、制度本来の目的である経済的支援という基本的なスタンスに立ち返り、制度の適正化に向け必要な見直し・改善を図ります。
不慮の事故防止に関する啓発の推進	乳幼児期に起こりやすい事故について周知を図り、不慮の事故を防止するため、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて、広報誌や配布物等を活用して事故防止について啓発します。

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

■ 施策の方向性

- 1) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成
- 2) 地域における学習の推進
- 3) 思春期保健の充実
- 4) 豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全
- 5) 子どもの安全の確保
- 6) 関連計画との連携

1) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成

子育て家庭の核家族の進展や地域社会とのつながりが薄れる中、周囲の様々な支援を受けながら、子育てを経験することを通じて親として成長していくものであり、その「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。

取り組み	内 容
家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	子どもへの接し方やしつけなど、保護者に育児や家庭教育に関する知識を得て実践してもらうため、幼稚園・保育所(園)、小・中学校と連携しながら、研修会や講座等の学習機会や情報提供の充実に努めます。 また、PTAや保護者会の活動を中心に、様々な機会を通じて、家庭教育の重要性を啓発していきます。

2) 地域における学習の推進

家庭や学校での教育だけでなく、子どもが放課後や休日などの余暇時間を有効に活用し、地域住民との交流や、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの多様な体験を通じて豊かな心を育んでいくことができるよう、機会の提供を推進します。

取り組み	内 容
子ども会活動、青少年団体活動などへの支援	多様な年齢の子どもが交流を図り、成長する場として、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等にも取り組みます。
図書館活動の充実	親と子の育ち合いの場、子どもが本に親しむ場として、地域に出向いての絵本の読み聞かせや学校図書館とのネットワーク化を図るなど、本に親しめる環境づくりを進めます。
コミュニティセンター活動の充実	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動、環境などの学習活動を行う教室を地域住民と協働で開催していきます。
学校施設の開放	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進を図ります。
環境に関する啓発の推進	びわ湖から里山の自然環境を活かしたイベントを市民協働で実施し、子どもを対象に自然環境に関する体験学習を実施します。
郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供	豊かな歴史と文化遺産を展示紹介するとともに、家族ぐるみで学べる場の提供など、子どもが郷土の歴史・文化に親しみを持って学習できる機会の提供を図ります。

3) 思春期保健の充実

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼします。そのため、関係課が連携し思春期保健の充実を図ることが、子どもの健全育成のために重要になってきます。

本市においては、性に関する健全な意識の醸成と、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙や薬物に関する教育や学童期・思春期におけるこころの問題について、学校教育や関係機関と連携を密にし、「スクールカウンセラー」や「オアシス相談員」を中心とした相談体制の充実を図ります。

取り組み	内 容
性教育の推進	各年齢に応じて、生命・育児の尊さに関すること、性や感染症に関することなどについて、正しい知識の普及啓発を図ります。特に中高生に対して早期の啓発や相談ができる体制の構築を検討します。 また、専門的な視野で指導できる人材をゲストティーチャーとして活用し、学習内容の充実を図ります。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を行います。
思春期保健関連機関との連携	児童生徒の思春期における健全育成を目的に、小・中学校と健康推進課など関係機関との連携を強化し保健教育の充実を図ります。

4) 豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全

本市の豊かな自然と悠久の歴史の中でつちかわれた文化を、将来へとつないでいくことは本計画の基本理念であり、そうした文化遺産を維持しながらも、子どもたちが安全かつ健全に遊べる場所の確保が重要です。

本市では、子どもの安全な遊び場を確保するため、都市公園や地域ふれあい公園、児童公園の遊具等公園施設については毎年一度の安全点検を行い、修繕が必要な遊具などについては修繕を行うとともに、日常の維持管理については、地域の参画を得ながら行うことで、安全性の確保に努めています。また、幼稚園や保育所(園)と連携し園庭開放を行い、未就園児や園児に安全な遊び場を提供しています。

一方で、ニーズ調査において、市の子育て支援施策に不満を持つ人の中で「遊び場が充実していない」と回答した方が最も多く、約6割おられました。

こうしたニーズへの対応のため、遊び場の新規確保などについても、検討を重ねていきます。

取り組み	内 容
遊び場の確保・整備	施設管理や危機管理対策に配慮しつつ、公園、子育て支援センター、保育所(園)や幼稚園、小・中学校等の遊具や体育施設の保守点検と修繕を行います。 また、新規公園の整備についても、土地利用の状況を勘案しながら、検討を進めます。
歴史や自然を生かしたまち並みの周知	歴史や自然を生かした優れた景観を、未来に引き継ぐべき重要な資産として周知するとともに、市民の認識として定着を図ります。

5) 子どもの安全の確保

子どもの安全を脅かすものの中で、犯罪被害や交通事故、災害などについては、一人ひとりの日ごろの心がけや地域の協力・助けあいによって被害を抑えることができるものがあります。

その対策として、本市では、各校園(所)においての不審者対応を含めた防犯や火災・地震などの災害訓練を実施するだけでなく、日常的な見守りとして、小・中学校において、各小学校区単位で組織されている「スクールガード」や地域で自主的に組織されている「子ども安全見守り隊」、警察管轄の「子ども安全リーダー」などにより、登下校時に合わせた見守りが地域ぐるみで行われています。また、警

察・市では児童生徒及び園児とその保護者も含めた交通安全教育を実施し、自転車マナーやチャイルドシートの着用など交通安全意識の向上を図っています。

地域においては、主要道路及び公共施設周辺その他防犯上必要なところへの防犯灯の設置を進めており、集落間道路を中心に現在も設置を進めています。

しかしながら、ニーズ調査においては、市の子ども支援施策に不満を持つ人中で「子どもの安全に十分な配慮がない」と回答した方が、約3割おられました。

こうした不満の解消をめざし、今後も、子どもの安全につながる啓発を展開していきます。

取り組み	内 容
子どもへの防犯意識の醸成	保育所(園)や幼稚園、小・中学校において、被害防止教室などの防犯講習を充実し、子どもの防犯意識の醸成を図ります。特に、インターネット等の問題については、保護者も含め意識の醸成に努めます。
子どもSOSホーム	子どもの安全を守るため、保護者・地域と連携協力し、子どもが外で危険な目にあった時に助けを求めることができる家「子どもSOSホーム」の設置を進めます。
防犯体制の強化	地域での子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、学校、警察等が連携・協力し、防犯活動や見守り活動等を推進していきます。 また、防犯灯など市内の防犯設備の強化にも努めます。
園や学校の安全管理に関する取り組み徹底	保育所(園)や幼稚園、学校、学童保育所において、犯罪などから子どもを守るため、緊急通報システムの整備や登校(園)後の閉門、防災・防犯訓練の実施など、安全対策を徹底します。
交通安全教育の推進	子どもを交通事故から守るため、子どもだけではなく、保護者に対しても交通安全意識の向上を図ります。また、あわせて防犯意識についても喚起できるような内容となるよう工夫を行います。

6) 関連計画との連携

●教育振興計画との連携

本市教育事業においては、子ども一人ひとりの人格の完成をめざし、「知」「徳」「体」の調和のとれた温かい人間性を育むために、就学前の子どもには感性豊かな心の育ちを、学校教育においては基礎的・基本的な生きる力と確かな学力を、さらに社会に出てからは生涯にわたって学び、実践する行動力を身につける教育を進めることを基本理念としています。

就学前においては、幼児教育でつちかったものを学校教育へとつないでいけるよう、保・幼・小の密な連携体制の整備を推進していきます。

また、学校教育においては、豊かな人間性を育むとともに国際化や情報化への対応力を身につけるため、体験学習の実施、外国人講師などを招致した国際理解教育の推進、情報モラルやメディアリテラシー能力を育成するための情報教育等に取り組んでいきます。

また、保・幼・小・中などの連携による一貫した人権教育を実施するために、指導方法や教材の研究を行っていきます。

取り組み	内 容
人権教育の推進	市の基本方針に基づき子どもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、様々な差別をなくす実践力を身につけるよう、人権教育を進めるために有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に継続して取り組みます。
環境教育の充実	子どもが環境問題に関心を持ち、環境への取り組みが日常生活に根づくよう、各校・園において、地域清掃やごみの分別やリサイクル活動、また、県の「ゴミゼロの日」など、市や学校・園としての取り組みを進めていきます。
男女平等教育の推進	固定化された性別役割分担意識をなくし、就学前から性差にとらわれない教育を進めていきます。
国際理解教育の推進	外国人とともに生きていく資質や能力を育成し、国際社会に適応できる人材を養成するため、諸外国の歴史や文化などについての正しい理解を図る学習機会を設けるとともに、小学校での外国語活動の充実を図ります。 就学前においても、異文化との交流の機会を設け、国際理解の推進を図ります。

取り組み	内 容
福祉教育の推進	小・中学校の児童生徒の福祉意識の高揚を図るため、福祉体験活動や施設訪問等を教育活動に位置づけ、福祉教育を推進していきます。
情報教育の推進	情報化社会に対応した人材を育成するため、学校教育を通じて、情報モラルをはじめ、コンピュータの基本操作、インターネットを活用した情報収集・活用方法等の教育を進めます。

●食育推進計画との連携

本市においては、「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動と連動した取り組みを行うだけでなく、給食を「食」に対する「生きた教材」と考え、幼稚園、保育所（園）から中学校に至るまでの給食提供を行っています。

こうした食育の推進により、乳幼児期から、市民一人ひとりが食への感謝の気持ちを深め、食に関する知識と選択する力を身につけ、実践することができる生活習慣を育み、自らの心身の健康を守り、人生を心豊かに生きることができる人を育むことをめざします。

取り組み	内 容
食育の推進	「食」を健全な生活と育ちの基本ととらえ、日々の生活習慣や食べ方の基本などを幼児期から身に付けられるよう、関係各課が連携して取り組んでいます。

基本目標3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

■ 施策の方向性

- 1) ひとり親家庭への支援
- 2) いじめ、不登校、非行への対応の充実
- 3) 子どもの権利の尊重
- 4) 関連計画との連携

1) ひとり親家庭への支援

本市では、ひとり親家庭に対する様々な相談に対応するため、母子父子自立支援員と母子父子自立支援プログラム策定員を配置し、生活全般の相談や就労支援等を随時行っています。

今後は、ひとり親家庭が孤立感を抱くことなく、子育てに充実感を得られる支援のあり方を検討・推進していきます。

取り組み	内 容
ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、常時相談を受けることができるよう、母子父子自立支援員や母子父子自立支援プログラム策定員等による相談の充実を図ります。
ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給や、母子父子家庭に対する貸付、高等職業訓練受講にともなう生活資金の支給のほか、所得により保育所(園)・学童保育所保育料に対しての軽減を図っています。また、医療費に対する助成など、ひとり親家庭に対して経済的支援を継続します。

2) いじめ、不登校、非行への対応の充実

いじめは子どもの権利を侵害するものであり、国においても平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定されるなど、近年社会問題としての認識が高まっています。また、いじめだけでなく、不登校や非行など、子どもの後の成長に影響を落とす懸念のあるものに対する対応の充実が求められます。

本市においては、平成26年度に「野洲市いじめ防止等対策条例」を制定し、市としてその防止に努めることを表明しました。

いじめ、不登校、非行などの未然防止のために、子どもの悩み相談やカウンセリングとして、「ふれあい教育相談センター」においてカウンセラーによる「こころの教育相談」を実施するとともに、小・中学校に相談員を配置し、子どもや親からのサインの早期発見に努めています。また、居場所づくりとして「適応指導教室(ドリーム教室)」を実施しています。

また、野洲市青少年育成市民会議を中心に地域の子どもは地域で育てるという観点から、地域ぐるみによる子どもの健全育成を図るため、学校教職員・保護者・学区青少年育成会議及び各種団体とともに協議し、守山警察署、守山野洲少年センターと連携しながら、毎週金曜日に「愛のパトロール」として初発型非行防止活動を実施しています。

また、市内の小・中学校、守山警察署、守山野洲少年センター、県生徒指導緊急特別指導員、ふれあい教育相談センター等からなる「市内小中学校生徒指導担当者連絡協議会」を開催し、学校の状況の把握、関係機関との連携を図っています。

取り組み	内 容
こころの教育相談事業の充実	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談を実施しています。学校をはじめ関係機関と連携し、個々の課題の解決にむけ、相談体制の充実を図ります。
適応指導教室の充実	学校に行けない、行きにくい児童生徒へ、心の安定と自身回復を図り学校復帰につなげる場を提供するとともに、学校をはじめ関係機関と連携し指導体制の充実を図ります。
青少年健全育成事業の推進	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組みます。 青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努めます。

3) 子どもの権利の尊重

平成元年に国連で採択され、平成6年に国内批准された「児童の権利に関する条約」（「子どもの権利条約」）では、すべての子どもは、性別や出身、障害の有無等でいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べるなどの権利が保障されています。

近年、わが国においても、虐待、いじめ、差別、貧困など、子どもの権利保障の阻害要因になる社会問題が顕在化してきています。こと虐待に関しては、子育てにおいてもっとも回避すべき事態であり、そのための体制の強化を図り、子どもの権利侵害が決して起こることのないよう努めるとともに、子どもの声に耳を傾け、その権利擁護に努める必要があります。

本市では、児童虐待への対応として「要保護児童対策地域協議会」を設置し、中央子ども家庭相談センターや民生委員児童委員、医療機関、警察や、庁内関係機関等が連携し虐待の予防対策と早期発見・早期対応に取り組んでいます。また、子どもの人権や権利を守る市民意識を高めるため、子どもの権利条約について児童福祉月間等を活用し市民に広報しています。さらに、青少年育成市民会議の活動を通して、子どもの思いを大人が受け止める場づくりを行っています。

取り組み	内 容
要保護児童対策地域協議会の機能強化	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民への啓発にも取り組みます。
「子どもの権利条約」の普及・啓発	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動に努め、子どもの人権が尊重される社会を目指します。
差別をなくす教育・保育の実施	差別をなくす実践のできる児童生徒の育成に向けて、人権同和教育に携わる保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した教育を推進していきます。
子どもの意見発表の機会の提供	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用していきます。
市内在住・在勤の外国人家庭への支援の充実	市内の行政機関における通訳や翻訳を通じた生活支援等に取り組めます。さらに、外国籍の子どもへの支援として、学校等での国際理解講座や日本語教室等の開催に努めます。

4) 関連計画との連携

●障がい者計画との連携

障がいのある子どもが個性を発揮しながら生きがいある人生を送るためには、障がいの早期発見、適切な療養・教育の充実により、就労・社会参加へとつないでいく切れ目ない支援が必要不可欠です。

本市の障がい者基本計画にあるように、すべての人がともに地域のなかでいきいきと暮らすことができるよう、障がいに関する市民の理解促進や、障がいのあるこどもの居場所づくりなど、関係各課が連携し推進すべきことは多岐にわたります。

関係各課の一体的な連携のもと、さらなる相談機能充実を図ることで、早期発見・早期療育の一層の推進を行っていきます。

① 障がいのある子どもの保育・教育

取り組み	内 容
特別支援教育	支援の必要のある子どもを、保育所(園)や幼稚園、小・中学校において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図っています。一人ひとりのニーズに応じた保育・教育を提供していきます。
早期療育通園事業 (療育教室)の充実	心身の発達に障がいまたはその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図ります。
ことばの教室の充実	ことばに障がいのある児童に対して、個々に応じた相談及び指導を行い、言語上の課題に対し、園・学校及び関係機関と連携を取りながら支援の充実を図ります。
おやこ教室の充実	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図ります。
保育所等訪問支援の実施	障がいのある児童(疑いを含む)に対して、集団生活に適応できるよう、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援事業	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。 守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続します。

取り組み	内 容
巡回発達相談の実施	心理判定員が保育所(園)や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談（発達検査及び保護者相談）を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進し、適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適応に向け支援を行います。

② 障がいのある子どもの居場所づくり、経済支援

取り組み	内 容
障がいのある子どもの居場所づくりの促進	放課後や夏休み等の長期休暇中において「放課後等デイサービス事業」、日中の見守りなどの支援として「日中一時支援事業」、春季・夏季休暇期間中においては「障がい児スプリング・サマースクール」など、現行の事業を中心として、障がいのある子どもの居場所づくりの促進を図ります。 また、利用者増加を考慮し、障がい福祉サービスや放課後児童クラブとの連携を、より一層促進します。
障がいのある子どものいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がいのある子どもを育てている家庭の生活基盤の安定を図るため、各種手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、制度の維持に向けた見直しを適宜実施していきます。

第2節 計画の推進体制

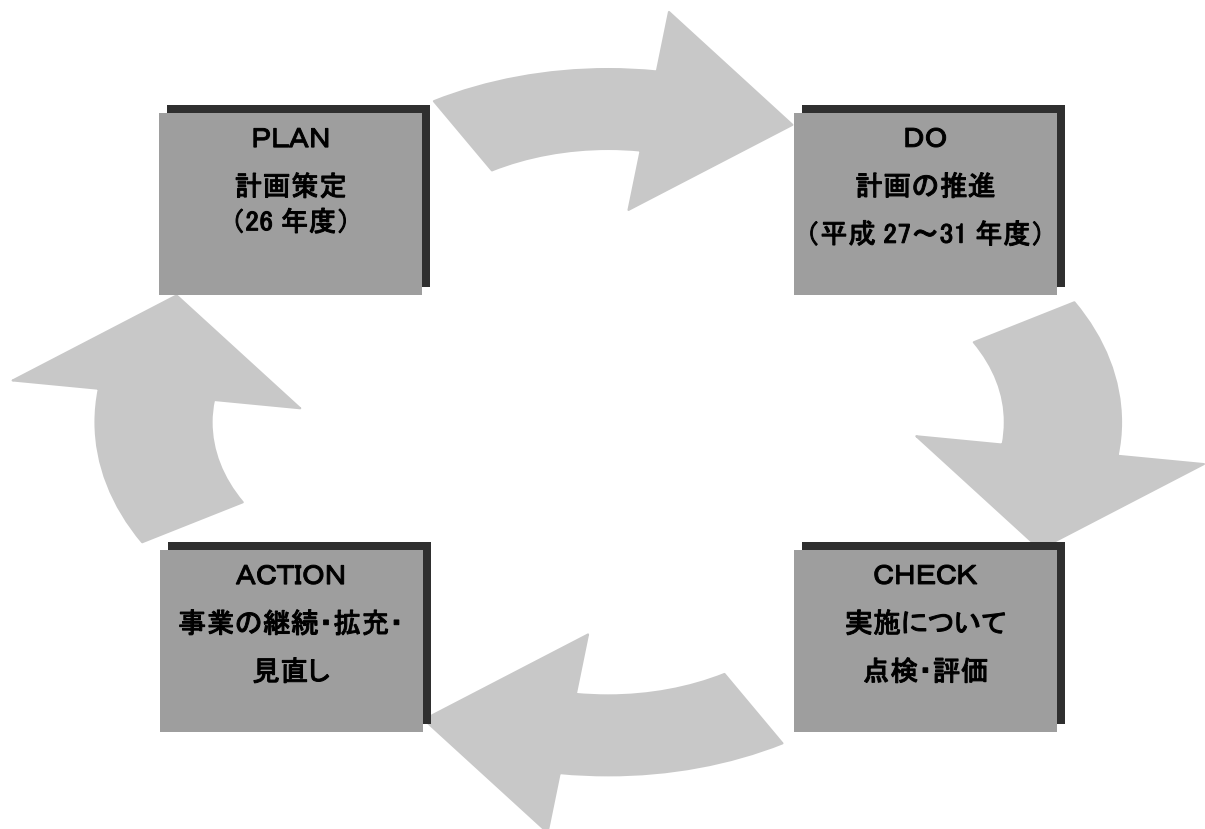
1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

各施策の推進については、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を把握していきます。

施策	事業	担当課・関係機関
① 庁内推進体制の整備 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況については年度毎に把握し、計画を総合的に推進するため庁内担当者会議を開催します。	庁内担当者会議の開催	こども課 関係各課
②事業計画進捗状況の評価と公表等 計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	事業計画進捗状況の評価と公表等	野洲市子育て支援会議

2 進行管理

計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「野洲市子育て支援会議」を設置し、議論を行ってきました。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、「野洲市子育て支援会議」で審議を行っていきます。



資料編

第 1 節 野洲市子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第1項の規定に基づき、野洲市子育て支援会議(以下「子育て支援会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、法第 77 条第1項に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員 15 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子育て支援に係る当事者
- (3) 子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 子育て支援会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(報酬の額等)

第6条 委員の報酬の額、支給方法等は、野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年野洲市条例第 48 号)に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て支援会議の運営に必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 計画策定の経過

本計画策定の経過は、以下のとおりです。

実施時期		実施事項	内容
平成25年	10月25日	第1回野洲市子育て支援会議	①会長・副会長の選出について ②野洲市子育て支援会議の運営等について ③子ども・子育て支援新制度について ④野洲市子育て支援施策の現状について ⑤野洲市中期財政見通しについて ⑥計画策定のためのアンケート調査の実施について
	11月～12月	子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査	対象：2,000世帯 (小学校4年生以下の児童のおられる市内世帯から、無作為抽出) 回収：893世帯 回収率：44.7%
平成26年	2月21日	第2回野洲市子育て支援会議 (次世代育成支援対策地域協議会と合同開催)	①内閣府子ども・子育て会議における議論の現状について ②次世代育成支援行動計画(後期計画)目標事業量の進捗状況について ③次世代育成支援行動計画(後期計画)重点目標の進捗状況について ④アンケート調査結果について ⑤事業者(保育園・幼稚園・学童保育所)ヒアリングの結果について ⑥今後のスケジュール等について
	7月1日	第3回野洲市子育て支援会議	①内閣府子ども・子育て会議における議論の現状について ②ヒアリングの実施状況について (中学生インタビュー、事業者ヒアリング、庁内各課ヒアリング) ③子ども・子育て支援事業に係る条例(案)について ④野洲市子ども・子育て支援事業計画概要について
	10月20日	第4回野洲市子育て支援会議	①子ども・子育て支援事業に係る条例制定スケジュールの変更について ②利用者負担について ③野洲市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	12月1日	第5回野洲市子育て支援会議	①野洲市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ②野洲市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメントの実施について
平成27年	2月2日	第6回野洲市子育て支援会議 (次世代育成支援対策地域協議会と合同開催)	①次世代育成支援行動計画(後期計画)目標事業量等について ②野洲市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメントの結果について ③野洲市子ども・子育て支援事業計画(案)について ④特定教育・保育施設等の利用定員の設定について ⑤新制度における利用者負担について

第3節 野洲市子育て支援会議委員名簿

		氏 名	所 属
1号委員 保護者	1	保住 恵	保育所保護者連絡協議会代表
	2	杉山 知穂	幼稚園保護者代表
	3	山田 輝幸	小学校保護者代表
	4	小野 靖志	中学校保護者代表
	5	原田 直樹	学童保育所保護者会代表
2号委員 子育て支援 事業当事者	6	山口 桂子	民間保育所
	7	水谷 威彦	野洲市社会福祉協議会
3号委員 学識経験者	8	古橋 紗人子	学識経験者
4号委員 市長が必要 と認める者	9	岩本 いと枝	民生委員児童委員代表
	10	増田 多美子	校長会（小学校長）
	11	安田 亮	事業主代表
	12	吉田 守男	公募委員

平成27年3月現在

野洲市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

野洲市 健康福祉部 こども課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

電話 077-587-6052 FAX 077-586-2176

